## 第1日目(12月14日)

- **〇議 長(小澤 実君)** おはようございます。ただいまから、令和2年12月南魚沼 市議会定例会を開会いたします。
- ○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。定足数に達しておりますので、 直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退、代表監査委員から家事都合のため早退の届け が出ておりますので、報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ています ので、これを許可します。

[午前9時30分]

〇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番・目黒哲也君及び議席番号4番・吉田光利君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

- ○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- **○議** 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 12 月 14 日から 12 月 25 日までの 12 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 12 月 14 日から 12 月 25 日までの 12 日間と決定いたしました。

- **〇議** 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。 総務部長。
- **〇総務部長** おはようございます。貴重なお時間を頂戴いたしまして、本日お配りいたしました資料等についてご説明申し上げます。

まず、副市長の選任に係ります第 128 号議案及び第 129 号議案につきまして、12 月 4 日に開催されました議会運営委員会の場ではお示しできなかったものでありますけれども、開会日当日となりましたが、本日配付させていただくものであります。内容につきましては、12 月 11 日に議会事務局を通じて、議員各位にお知らせしたところでありますけれども、事前配付ができずに大変申し訳ございませんでした。

もう1点は、国が急遽、ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給するということを閣議決定したこと、さらにその支給を年内に行うということが決まったところであります。

これに対します対応をいろいろ検討いたしましたけれども、議会の最終日、12月25日に 提出したのでは、年内支給が間に合わないということが分かりまして、既にお配りしており ます議案書第109号議案の中に、当該項目を追加するという形で上程することにいたしまし た。これに関係する修正でございます。

まず、第109号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)につきまして、国の補助金と市の給付金について項目・金額を追加したものを作成しましたので、議案書全部

について差し替えをお願いいたします。右上に丸正と書かれたものに差し替えをお願いいた します。

次に、正誤表であります。赤と黒の2色刷りになっておりますけれども、これは所信表明 資料の中の一般会計補正予算に係る部分について、ひとり親世帯臨時特別給付金に関する修 正を加えるものであります。

所信表明資料の総論 11 ページ、下から 9 行目、歳入歳出予算の総額に追加する金額及びその総額について、金額の修正をお願いするもの。正誤表にある金額に、申し訳ございませんがこれは手で修正を加えていただきたいということでございます。

もう1点、次の13ページ。令和2年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)の概要であります。(1)今回の補正額、(2)補正後予算額の修正に加えまして、(3)主な補正項目の歳入歳出に、それぞれひとり親世帯臨時特別給付金に関する項目を加えるという内容であります。これは手で修正するのは大変困難ですので、13ページについてはクリップで留めておりますけれども、1ページ、差し替え用の資料を作成いたしましたので、こちらに差し替えをお願いしたいものでございます。

最後に、カラーで裏表に印刷しました、薄いカラーになっていますけれども、資料右肩に 第 109 号議案関連資料と書かれたものがございます。これは国の閣議決定とは関係はないも のですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に係る財源充当表と進捗状況で あります。これは第 109 号議案の説明の中で使用させていただきます。

以上が、本日お配りしました資料に関する説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○議** 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

O議長日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。市長。

○市 長 改めましておはようございます。まずもって、市の職員1名につきまして、新型コロナウイルス感染者が発生し、その濃厚接触者21名が14日間の自宅待機を要するということになりまして、本12月定例市議会の日程を変更していただきましたことを感謝申し上げるところであります。

令和2年 12 月議会定例会の開会にあたりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。そして、日頃、市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策などについてであります。国内の新規感染者数は、10月末頃から再び増加傾向となりまして、いわゆる第3波の到来が懸念されている中、11月9日には南魚沼市内で初めての感染者が確認されました。新潟県警の警察官2名の陽性が確認された後、11日にはその濃厚接触者から14人、13日には3人、15日に1人と、警察署関係で20名の感染者が確認されたところであります。

さらにその後、南魚沼市職員の中から1人、28 日に会社員の方1人の陽性者が確認され、 市内感染者は11月30日現在で合計22人に上りました。

市職員の感染者については、警察署での感染拡大が報じられる中、公務等で警察官と接触する機会が多い職員がいることから独自に調査を行った結果、判明したものであります。民間検査機関での自主PCR検査を職員25名に実施したところ、1人について17日に陽性が疑われるという結果が判明しました。改めて南魚沼保健所による行政PCR検査が行われ、18日に陽性であることが確認されました。市としては思いがけない結果に大変戸惑いましたが、17日の段階で市民の感染防止のため、最大限の取組を行うべきであるという判断をし、18日朝から本庁舎本館を閉庁し、徹底した庁舎内の消毒を行った上で行政検査の結果を待ったところであります。行政検査で陽性が確認された後、南魚沼保健所により濃厚接触者の特定と、迅速なPCR検査が行われ、消毒作業も完了したことから、濃厚接触者が確認されなかった1階部分の開庁を決定し、翌19日から実行いたしました。

濃厚接触者以外のその他の接触者についても行政 P C R 検査が進められ、22 日に全ての検体、県の発表では合計 99 名につきまして陰性であったことが確認されたことから、連休明けの 24 日から 2 階、 3 階の立入禁止措置を解除し、通常体制に戻したところであります。

市民の皆様にはご不便とご心配をおかけしましたこと、この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。皆様のご理解とご協力によりまして、大きな混乱もなく落ち着いた中で、この緊急事態を乗り越えることができました。心より感謝を申し上げるところであります。

いずれは、必ず当市でも感染者が発生する。常にこのことを念頭に置いて日々対応してきたつもりでありましたが、いざ本当に発生し、しかもクラスターという形で一気に拡大するという事態には、正直、対策不足であったことを認めざるを得ませんでした。南魚沼保健所による調査・検査が粛々と進められる中、市としましては、正確な情報の収集と発信を行うとともに、市民の皆様には努めて冷静に行動していただくよう要請してきたところであります。

また、保育園、学校等への影響を調査し、逐次、対策を講じてまいりました。市職員の中から陽性者が出たことについては驚きましたが、最大限の感染防止策として自主的なPCR検査を行ったこと、またそれに向けて準備をしてきたこと、これらが結果として感染拡大防止に有効であったと考えているところであります。

第5弾の経済支援策に着手し、さらなる市内経済の活性化を推進していた矢先の出来事でありまして、回復しつつあった経済は再び冷や水を浴びせられたという形になっております。 市内感染の収束を見定めた後、早期に経済の活性化にかじを切る必要があると感じているところでございます。

続きまして、9月議会定例会以降の経過などにつきまして報告を申し上げたいと思います。 第1に、保健・医療・福祉であります。

保健関係につきましては、高齢者のインフルエンザ予防接種事業は、新型コロナウイルス

の影響で、早期接種する人が増加しておりますが、医療機関の協力により順調に進捗しています。今後、流行期を迎えることとなりますが、引き続き情報収集に努め、市民への情報提供を的確に行いながら予防接種事業を進めてまいりたいと考えてございます。

子宮頸がんの原因と言われておりますヒトパピローマウイルス感染症への定期接種は、安全性への不安から平成25年以降、接種を受ける人はほとんどおりませんでした。このたび、国から定期接種の対象者及び保護者に、接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報提供の充実を図るようにとの通知がございまして、11月末に対象者へ郵送によりまして情報提供を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症関連では、高齢者施設に入所する 65 歳以上でPCR検査を希望する方に対しまして、国の補助金を活用してPCR検査費用の助成制度を始めるため、補正予算に補助金を計上しておりますのでよろしくお願いします。

健康ポイント事業については、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、ポイントの加算対象となっておりますイベントが縮小または中止され、参加者はあまり増えておりませんでした。開催期間中のポイントの達成者には、抽選の上、景品の発送を行う予定です。事業目的である、日常生活を制限なく生活できる健康寿命を延ばすために健康に関心を持つ、また、健康診断等で健康状態を確認し生活習慣の改善に取り組むということについては、自宅等での日々の運動を始める市民が増えているという状況下から、一定の成果はあったものと考えています。これについては大きなテーマでありますので、引き続き事業の充実に向け、検討してまいりたいと考えております。

医療関係につきまして申し上げます。昨年度末から開催していました、南魚沼市医療のまちづくり検討委員会が、9月29日に第6回の委員会をもって終了し、今後の医療のまちづくりに関する提言をいただいたところです。提言を受けまして、全庁挙げてこの課題に取り組むため、医療対策推進本部を立ち上げるべく準備を進めております。これにより、全庁で情報の共有を図るとともに、実務的な部分につきましては、多職種によるタスクフォースを設置して、実効性のある検討を進めてまいります。広範多岐にわたる医療のまちづくり事業を有機的に取りまとめ強力に推進していくため、この任務を専門に担う副市長を新たに1人選任したいと考えております。関連する条例の一部改正案を今定例会に上程いたしました。

なお、ゆきぐに大和病院の在り方を早急に検討する必要があることから、既存施設の活用が可能か調査するため、今定例会の補正予算に委託料を計上いたしました。よろしくお願いします。

自治医科大学より、南魚沼市民病院を活動拠点とする寄附講座、南魚沼地域医療学講座を 10月1日から開設していただきました。この寄附講座の開設は、医師確保・医療体制構築の一環としての取組で、令和2年度の重点施策として位置づけてきた事業であります。特命教授と特命助教の2名が、市民病院の常勤医師として診療を行いながら、地域医療などの研究を行ってまいります。なお、常勤医師を確保できたことにより、市民の安心につながるものと大きな期待をしているところでございます。

福祉関係につきましては、平成29年度から令和3年度の5か年計画である、第3期南魚沼市地域福祉計画が昨年度で3年目が終了したということから、今年度は南魚沼市地域福祉計画推進委員会において中間評価を実施しました。委員の皆様からいただいた評価結果を取りまとめ、年度内に市のウェブサイトにおいて公表したいと考えております。令和4年度から令和8年度の第4期地域福祉計画は来年度内の策定に向け、今月、アンケート調査を実施し、年度内に集計・分析を行う予定でございます。

子育て支援関係につきましては、下長崎保育園の改修工事が完了しました。令和3年4月のうえだ保育園開園に向けた準備が整いました。また、4月28日以降に生まれた人を対象とした南魚沼市独自の給付金、元気に育て特別給付金につきましては、11月から受付を開始しまして、12月9日から順次振込を行っています。

児童虐待防止対策のため、令和4年度末までに全市区町村に設置が求められています、子ども家庭総合支援拠点と、妊産婦と乳幼児の包括的な支援のため、令和2年度末までの設置が努力義務とされている、子育て世代包括支援センターの両機能を有した新しい部署を令和3年4月に本庁舎の南分館1階に創設する準備を現在進めており、今定例会に必要な施設改修費用などについて補正予算として計上しておりますのでよろしくお願いをいたします。

介護保険事業につきましては、第8期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に向けて、10月26日に第2回高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会を、12月10日に第3回検討委員会を開催しました。12月14日から令和3年1月8日までパブリックコメントを実施しまして、市民の皆さんのご意見、また提案を計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

介護施設につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底に取り組んでまいります。

病院事業について申し上げます。ゆきぐに大和病院では、高齢化の進行に伴いまして、在 宅や介護施設で療養している患者の入院が増え、高い病床利用率で推移しています。一方、 外来と健診事業では、上半期において新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたもの の、一般患者と発熱患者の動線を分離するなど感染対策を徹底していることもあり、9月以 降は受診者数が前年度を上回る状況となっております。

市民病院について申し上げます。自治医科大学に設置していただいた、先ほども申し上げました寄附講座によりまして、10月1日には特命助教である堀博志先生から、また11月1日からは特命教授であります岡崎幸生先生から診療していただいております。お二人の就任により、医師不足と言われている当地域の医療体制が充実し、市民の安心につながるものと期待しています。新型コロナウイルス感染症対策としては、これまでに引き続き、面会制限と正面玄関での体温測定、また症状の聞き取り等の確認を行っています。体温測定等につきましては、来院される方や担当する職員の寒さ対策といたしまして、測定する場所を現在、玄関ポーチから風除室に移動して実施しているところでございます。

次に、教育・文化について申し上げます。

石打地区の学区再編については、これまでに、石打小学校・上関小学校統合協議会を5回 開催してまいりました。校舎の位置や名称などについて活発な協議を進めていただきました。 結果、校舎は現在の上関小学校を活用して、名称は漢字で石打小学校とすることが統合協議 会の総意として決定をされまして、それらの内容について、統合協議会の会長から教育委員 会に報告がされました。学校の統合という重大な決定について、保護者の皆さんをはじめ、 地域の関係者で構成する統合協議会において、真摯に協議していただいたことに感謝を申し 上げたいと思います。また、統合協議会で決定をいただいた方向性を最大限に尊重し、南魚 沼市立学校設置条例の一部改正案を今定例会に上程しておりますのでよろしくお願いいたし ます。今後は、令和4年4月の開校を目指し、校舎改修の設計を具体的に進めるとともに、 校歌や校章または校旗などについて、統合協議会のそれぞれの専門部会において検討してい ただくことになってございます。

また、市内における熊の出没数が増加したことから、通学する児童生徒の安全確保のため、 冬期運行しておりますバス路線の開始時期を前倒ししまして、9月末から運行を開始いたしました。また、市街地の小学校近隣でも熊の痕跡、また、目撃情報などが相次いだときがございまして、付近の茂みなどのやぶの刈込を実施いたしました。学校では、地域の皆さんから見守り活動などにご協力をいただいて、児童を可能な限り集団で下校させるなど、児童生徒の安全確保に努めてきております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会教育活動は大きく制限され、スポーツ関連のイベントもほとんどと言っていいほど中止され、または規模縮小となっています。このような社会状況を踏まえまして、オンラインを活用したコミュニケーション能力を高めるため、市民の皆さん向けにZoomの操作講習会を開催しました。今後は社会活動においてもインターネットを活用したオンライン講座などを企画するとともに、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

9月2日に、ランニングに関する日本最大のポータルサイトでありますランネットを展開している株式会社アールビーズと、スポーツ振興に関する包括連携協定を締結しました。この協定は、スポーツ振興や健康増進の取組をはじめとして、様々な事業について相互に連携協力し、地域活性化と市民の健康づくりの推進を図ることを目的としております。既に一部のスポーツイベントなどで協力関係にありますが、市民の皆さんのスポーツ実施率の向上と健康増進に向け、一層の連携を図ってまいります。

また、11月1日にスポーツ情報サイトとして、南魚沼スポーツクリエイターズを公開しました。このウェブサイトは、スポーツに関わる事業者、また宿泊施設など多くの企業・団体から協賛や協力をいただきながら、RIDE ON南魚沼プロジェクト実行委員会――自転車によるまちづくりの皆さんが運営しています。スポーツをはじめとした多様な楽しみ方を情報発信するとともに、市民や来訪者の生活様式に合わせたスポーツの楽しみ方が選択できるような情報サイトを目指しておりまして、行政と民間が協力しながら内容の充実を図っていこうというものでございます。

子ども・若者育成支援センターにつきまして、10月1日に子ども・若者相談支援センターという名称に改めるとともに、旧塩沢保育園の移転作業を完了しました。10月5日から新施設において業務を開始しております。引き続き、子供と若者の支援関係や関係者と連携を図りながら、必要な相談と支援を実施してまいります。

続きまして、環境共生について申し上げます。

有害鳥獣対策については、熊の出没が多発し、9月と10月の出没件数は合計で101件となりました。昨年の144件と比較し、3割ほど減少しておりますが、県内を含め全国的にも市街地に熊の出没が頻発するという異常事態でありました。残念ながら市内において昨年に引き続き人身被害が発生しております。事前調査により山の実が凶作であるということを把握し、警戒しておりましたが、昨年88頭を駆除した中で、これほどの出没があるということは、想定を上回るものでございました。この異常事態への対応として、熊が目撃された河川敷の、先ほど申し上げましたやぶの刈込等を実施したところです。

このほかに、南魚沼地域振興局に要請しまして、魚野川の右岸二日町橋の上流部、また下流部にやぶ刈りを実施していただきました。国土交通省信濃川河川事務所においても魚野川右岸多聞橋の下流部分を実施していただきました。大変ありがたく思っております。河川敷の見通しをよくすることは、熊の隠れる場所を減らし、移動を抑制する効果も高いものと期待しています。

11月に入って気温が下がり、山の降雪が始まったということで、先月の中旬からは熊の出没が多発する傾向ではなくなり、下旬からは減少傾向となっています。このことから、熊の出没の恐れが極めて高い状況は脱したと判断させていただき、11月16日付でクマ出没警戒警報を解除しました。警報解除後も引き続き、出没注意報として注意喚起を継続しておりまして、今後も関係機関と連携を図りながら、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

地盤沈下対策については、今冬は例年並みの降雪が予想されておりまして、地下水の消雪利用の増加が見込まれています。年間の沈下量を2センチメートル以内に抑えるために、地下水変動データを、12月1日から市ウェブサイトで掲載しておりまして、間欠式降雪検知器普及の補助制度の周知、また節水意識の醸成に努めているところでございます。

今年度のごみ処理量につきまして、可燃ごみ全体の搬入量は、前年度比で約1割の減少となっています。家庭系の直接搬入については、約1割増加をしているという状況であります。 不燃ごみについても搬入量が増えている状況でありまして、これは外出自粛に伴う自宅等の片づけにより、家財等の処分が増えたものと分析しています。

可燃及び不燃ごみ処理施設につきましては、これまで大きな故障もなく、順調に運転を行っています。老朽化対策として実施する施設整備計画については、健全度評価に基づき、劣化が進んでいる設備を優先して更新するなど、対策を図っております。

可燃ごみ処理施設の拠点である島新田区の皆さんとの施設運営の確認事項を明記した、廃棄物処理施設維持管理に関する協定書がございますが、これにつきましては、5年間の協定期間が満了を迎えるということから、10月22日に協定更新の調印式を行ったところであり

ます。島新田区の皆様には、長年における南魚沼市、湯沢町の広域的なごみ行政へのご理解 とご協力、半世紀以上にわたるごみ処理施設の地域への受入れについて、感謝とお礼を申し 上げさせていただきました。引き続き、地元との約束である環境保全を優先して安定稼働に 努めてまいりたいと考えております。

新ごみ処理施設整備につきましては、市民全体のごみ処理に対する関心、また意識の向上を目指しまして、市報に9月から4回、4か月連続で特集記事の掲載を行いました。このほか、市民を対象とした先進地視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生が直近に起こりまして、中止とさせていただきました。今後、感染症の状況に応じて再度計画していきたいと考えているところでございます。引き続き、市民の意識向上を目指し、情報発信等を行うとともに、建設候補地の決定に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

次に、都市基盤についてであります。

道路関係の社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業につきましては、13 億9,098 万円、この中で国費は8億2,090 万円の配分がありまして、10 月末現在、除雪費を除いた発注率は86.8%となっております。なお、令和元年度繰越予算を加えた発注率では、87.7%となっておりまして、年度内の工事完了に努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業、国道 17 号塩沢駅入口交差点事故対策事業では、測量業務を実施してまいりました。今後は用地交渉を行う予定で、事業の進捗に向けて協力をしてまいります。国道 17 号上一日市地区歩道整備事業は、未整備部分の用地買収を行い、一部遺跡発掘調査を経て順次工事を行う予定でございます。引き続き、早期の完成に向けて協力をしてまいります。

除雪事業について申し上げます。昨年度から実施しております南魚沼地域管内、5つの道路管理者――国道、県道、町道、市道そしてNEXCOさん――この管理者による南魚沼地域合同除雪出動式を10月20日に行いました。今年度は本州初となる除雪技術を競い合う、ニイガタ除雪の達人選手権を同時に開催しまして、地域の保育園児や小学生、高校生からも見学をしていただきました。南魚沼地域の道路交通の安全・安心を確保する除雪体制のアピール、そしてオペレーターの技術の向上、モチベーションのアップ、さらに将来的な担い手の確保に向けて、子供たちの参加を得まして、情報発信することができたものと考えております。

水道事業について申し上げます。発注した上田配水池改築工事や管路工事は順調に進捗しています。非常用水源の開発については、石打地区では魚野川左岸の旧ポンプ場地内に井戸の位置を決定しました。中之島地区については、選定地の最終判断を行い、削井工事に着手する予定であります。有収水量についてはコロナ禍の影響により、年間の最大使用月となる8月の使用量が大きく減少し、前年比マイナス10%となっております。

下水道事業について申し上げます。新潟県との広域化事業である農業集落排水の流域下水道への接続工事として、上田地区で魚野川を渡す水管橋の工事を実施しております。城内地

区では、汚水管の埋設工事及び橋梁添架工事を行っています。浸水対策事業の寺裏幹線排水 路改修工事及び老朽化対策と不明水対策を兼ねたマンホール蓋の交換工事も順調に進捗して おります。

交通安全対策につきましては、この時期、夕暮れが早まり見通しが悪くなることによる交通事故の発生を大変危惧して進めてきたところですが、11 月 10 日に市内で高齢者の方が亡くなるという事故が発生してしまいました。亡くなられた方に対しまして本当にご冥福をお祈りするとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げたいと思います。

昨年に比べ、事故自体の発生件数、負傷者数は減少しておりますが、今後、悲惨な交通事故による被害者及び加害者が出ないよう、南魚沼警察署をはじめ関係機関と連携して取組を強化してまいります。

次に、産業振興であります。

令和2年産の水稲の作柄概況は、10月15日現在でありますが、全国の10アール当たり予想収量は531キログラムと前年に比べ3キログラムの増、作況指数は99となる見込みであります。県内の10アール当たりの予想収量は、前年比12キログラム増の542キログラムグラムで、作況指数は103となり、「やや良」となる見込みであります。魚沼は前年比で30キログラム増の10アール当たり542キログラム、作況指数107と見込まれています。

観光振興につきましては、10月まで販売を行った、南魚沼市わがまち応援プレミアム付き 飲食・宿泊券は、最終的に9万4,455冊、このうち8月の追加分が5万6,561冊、これを市 民の皆さんからご購入いただきました。このうち10月末までに3億641万円が換金されてお りまして、換金率で64.9%となっています。これは10月末までであります。12月末までの 使用期限に向け、利用率、換金率が上がるよう取り組んでおりますし、現在、大変換金が進 んでおります。

また、10月16日の臨時会で議決をいただきました、冬季に実施する独自の観光誘客キャンペーン、南魚沼市宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券については、11月1日から販売を開始し、12月1日から利用を開始しています。全国的にも新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているということから、引き続き市内の宿泊施設や飲食店などに予防策徹底の協力を求めながら、現在、大変力強く進めていただいておりますが、市内への緩やかな観光誘客を進めてよいりたいと考えております。

商工振興については、引き続き新型コロナウイルスの影響を受けている市内事業者向けに、

南魚沼市雇用維持給付金、南魚沼市経営支援給付金などの給付金、また、新型コロナウイルス感染症対策制度資金での融資やセーフティーネット保証の認定などの支援を進めております。今後も社会状況の変化を見ながら、支援などについて可能な限り迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

また、松井利夫様からのご寄附を原資としました、松井人材育成基金を活用し、新たな事業にチャレンジする人材の支援を目的として、市内事業者や起業者が先進的な事業に取り組むことができるようにするため、この実現に向けて、県内、国内外問わず先進地で行う調査研究等に対する補助金制度を創設いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大の状況にもよりますが、新年度、速やかに事業に取り組めるよう、現在、進めさせていただいております。

次に、行財政改革・市民参画についてです。

第2次南魚沼市総合計画の中間見直し及び後期基本計画の策定につきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を組み込んだ計画として計画案をまとめ、パブリックコメントを実施しました。この意見などを反映して、令和3年1月19日に開催する総合計画審議会でご審議をいただくこととしております。

魚沼地域定住自立圏については、連携事業の進捗状況や見直しに伴う共生ビジョン変更の協議、また第2期共生ビジョンの方向性などについてご意見をいただくため、圏域内の住民の皆さんで構成する、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催しました。今後の連携事業の推進に向け、共生ビジョン懇談会と情報を共有しながら、教育、産業振興、市民生活などの幅広い分野での連携事業を、2市1町で協力して進めてまいります。

地域社会の活性化や市民の安全・安心の確保を目的として、10月29日に大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結しました。今後、市民の皆さんの健康づくり、また健康寿命の延伸、スポーツ振興などで連携・協力することによりまして、持続可能な活力ある地域づくりの実現を両者で目指してまいりたいと考えております。

雪資源利活用事業につきましては、先月、小泉進次郎環境大臣及び橋本聖子東京オリンピック・パラリンピック担当大臣と面会が実現しまして、上京いたしました。環境大臣には、将来に向けた雪のエネルギー活用による産業の活性化、また脱炭素社会実現を検討する際、ぜひとも雪国代表として南魚沼市をフィールドとして活用いただくよう、強く要請をしたところでございます。

令和2年度の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、人事院は10月7日、国家公務員の給与に関して、期末勤勉手当を年間で0.05か月分引き下げる旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会も10月23日に勧告を行ったところであります。当市では、これまで国に準拠の方針で給与改正を行っておりまして、今年度も国に準拠する内容で、11月に臨時会で条例改正案を提案するという予定でございましたが、市内での新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、臨時会の開催が困難となってしまいました。このため、これに関連する条例改正案について11月27日に、必要がありまして専決処分を行ったところでございま

す。ご報告をいたします。

令和2年度一般会計補正予算(第9号)を10月29日に専決処分をいたしましたので、今定例会で報告をさせていただきます。松井人材育成基金を活用した、南魚沼市チャレンジ支援事業を令和3年度当初から円滑に実施するため、債務負担行為補正を行い、募集手続に支障が出ないように行うものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に一般会計補正予算(第10号)についてであります。この内容につきましては、皆さんお手元でご覧をいただいております所信表明の中に記載したとおりであります。詳細につきましては、第109号議案の提案理由の中でご説明をさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。お許しをいただきたいと思います。

最後になりますが、ふるさと納税の状況を少しお知らせいたします。昨日の夜現在、日変わりになる昨日の結果でありますが、申込件数では $6\, {\rm T}\, 1,520$  件、昨年対比で 231.9%となっております。昨年同月同日比は、 $2\, {\rm T}\, 6,530$  件でした。今回、 $6\, {\rm T}\, 1,520$  件。寄附金額で申し上げますと、昨年の同じ日は $9\, {\rm ft}\, 2,700$  万円強でありました。今回、大変驚異的と思っていますが、ふるさと納税につきましては、金額ベースで221.1%、昨年の $2\, {\rm ft}\, 6$  を超えるご寄附をいただいておりまして、昨日初めて $20\, {\rm ft}\, 6$  になるでのが続いておりまして、 $20\, {\rm ft}\, 6$  が続いておりまして、 $20\, {\rm ft}\, 6$  が続いておりまして、 $20\, {\rm ft}\, 6$  になるかと思いますが、非常に期待しているところであります。

11月28日から私の第2期の任期が始まりました。選挙戦の直後から始まった、市内におけます新型コロナウイルス感染拡大、これもようやく収束に向かっております。現在、市内では案件が全てクリアになった状況が、つい先日、そういう状況になりました。大変喜んでいます。再び市内経済は大打撃を受ける状況となっております。今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、必要な支援策を速やかに実施していかなければならないと覚悟しているところでございます。

第2期目についても、南魚沼市が抱える多くの課題に真摯に向き合いながら、自らが先頭に立って、多くの課題に取り組んでまいりたいと考えております。南魚沼市を若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたいという強い思いを、初心に立ち返り、それを堅持し、トップセールスマンとしてあらゆる機会を捉えて、市を発信してまいりたいと考えております。これらにつきまして、市民の皆さんからご理解をいただき、議員各位からも特段のご支援を賜りますように、切にお願いを申し上げまして12月定例会に向けた私からの所信表明とさせていただきます。ご清聴いただきまして誠にありがとうございました。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

**〇議** 長 ここで休憩といたします。再開を10時30分といたします。

[午前 10 時 18 分]

〔午前 10 時 30 分〕

○議 長 日程第5、報告第7号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

**〇清塚議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会に付託されました継続調査 の結果について報告いたします。

調査の状況であります。期日、令和2年12月4日、委員の出席状況7名全員であります。 正副議長より出席をいただいております。

調査の内容でありますが、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、12 月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項でありますが、1点目、令和2年12月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。2点目、閉会中の議会運営委員会の開催について、従来どおり申し出ることといたしました。3点目、その他では12月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について、皆様に配付をしたとおり、決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 おはようございます。報告の前に、総務文教委員会報告書正誤表のとおりでありますが、報告書の中で文章が一部、途切れている部分がありましたので訂正をお願いするものであります。

3ページ、一番下の行から 4ページにかけての部分が、「全社会体育施設の利用者制限を、 県」で途切れており、4ページ 1 行目の文言が抜けております。正しくは、「全社会体育施設 の利用者制限を、県内在住者に限りを解除した。」となりますので、4ページ 1 行目に追加を お願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

期日は令和2年10月21日、委員は7名全員出席、議長からも出席いただきました。

調査内容について、執行部より出席を求め調査を行いました。調査項目は2項目でございました。配付資料に基づき、要点のみご報告いたします。

まず、1項目めですが、文化施設・体育施設の新型コロナウイルス感染症対策についてです。教育部長からこのたびの新型コロナウイルス感染症対策において、教育委員会では国から示された方針や業種ごとのガイドラインを参照し、また、県の警報、注意報に留意しながらそれぞれの施設において対策を取ってきたと説明がありました。その後、各施設の担当課

長、センター長から、今まで取ってきた対策を時系列に説明を受けました。

2項目めはふるさと納税についてです。10月19日現在、申込件数3万296件、寄附金額9億7,668万円ほどになっており、前年度比で200%を超えている。増加した原因については、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭内消費に係る米等の需要が高まったこと、併せて今年度からポータルサイトを4つ増やし、新たな寄附者の開拓ができたことなどが考えられるということです。

その後、寄附金の管理状況、ふるさと応援寄附金の流れ、ポータルサイトの関係性について財政課長から、返礼品別申込状況についてU&Iときめき課長より説明がありました。

なお、質疑の内容につきましては、資料に掲載されておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

**〇議** 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

産業建設委員長。

**〇塩谷産業建設委員長** おはようございます。報告に入る前に、市長、当選おめでとうございました。

報告に入らせていただきます。産業建設委員会は 10 月 19 日に行われました。委員全員の 出席と議長からも出席をいただきました。

第1の新型コロナウイルス感染症に係る基幹産業への影響についてということであります。 10月当時のことの説明を受けました。また、議員各位には、多分、11月半ばの最新情報が配 られていますので、そちらのほうが今、現状で進んでいるということになるのかと思ってお ります。

また、このことでありますけれども、新型コロナウイルスを迎えて初の冬の産業が始まる ということで、継続調査していきたいと思っております。あとは、資料等を見ていただけれ ばと思います。

続きまして、2番の水道事業の地域別水源方式の費用対効果についてであります。こちらのほうも13ページ、14ページにあります資料をご覧いただいているかと思いますけれども、今後行われる事業に対して費用対効果を調べていただいたということであります。こちらのほうもまた継続してやっていきたいと思っていますし、下水道事業のほうも費用対効果ということで今後調査していきたいと思っております。

以上で、報告を終わらせていただきたいと思います。

 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

- **○議 長** 以上で、所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を終わります。
- ○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会議中の付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願を議題といたします。

請願第2号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

〇議 長 日程第7、第26号報告 専決処分した事件の承認について(令和2年度南 魚沼市一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。本件について、提案理由の説明を 求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 26 号報告 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 9 号) につきまして、専決処分といたしましたのでご説明をさせていただきます。

松井利夫様からのご寄附により設置しました、松井人材育成基金を活用し、新たな事業に チャレンジする人材を支援するため、南魚沼市チャレンジ支援事業補助金交付要綱を制定し たところであります。

この事業は、当市内で新たなビジネスにチャレンジする人材の育成を促進するとともに、 南魚沼市の産業の活性化を図ることを目的として、市内事業者や起業者が構想段階の事業や 起業後間もない事業などの実現に向けて行う国内外先進地での調査研究等に必要な経費を補 助するものであります。

申請者から事業内容のプレゼンテーションを行っていただき、審査会の意見を聴いた上で 決定する手順としていること。また、決定者が効果的な調査研究等を実施するには十分な準 備期間が必要となること。これらのことから、令和2年度中に、募集手続を速やかに開始し、 審査、決定を行うことが、令和3年度の当初から事業を円滑に開始し、投資的効果を高める と考え、議案書4ページ、第1表 債務負担行為補正において、南魚沼市チャレンジ支援事 業補助金の令和2年度から令和5年度における限度額を1,500万円に設定し、専決処分した ものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようにお願い申し上げるところでご ざいます。どうぞよろしくお願いします。

**〇議** 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** お聞きしたいのですけれども、来年度からスムーズにこの支援事業がスタートできるようにということで、債務負担行為の補正を行ったわけですけれども、令和2年度、今年度は、債務負担行為の補正はするけれども、実質的な支出はないということでよろしいでしょうか。

**○産業振興部長** 令和2年度につきましては、支出はございません。

O議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 事業内容の説明が今、若干あったわけでありますけれども、具体的にどういう形、どういうビジネスなのかというのが非常に見えないのですが、その選考する基準とかはどこが、誰が、判断していくのか。特に、通例でいきますと補助金事業というのは、大体農業関係であれば来年こういうことを取り組みたいということで補助金が決定するという形だと思うのですけれども、まして500万円の3年間ということで打ってあるわけでありますので、どういった見込みで、どういったビジネスが対象となるかという辺りが非常に見えないのですけれども。寄附者の意向等がどういう基準なのかもほとんど分からない状態ですが、ひとつ説明を願いたいと思います。

**〇議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 前議会でお示ししたチャレンジ支援事業でありますので、内容につきましてここで詳細にと言われるとあれですけれども、新たに起業される方、それから今、実際事業を行っている方で事業を拡大、また新しい事業を拡張していくという方たちが対象になっております。ですので、そこには様々な事業が含まれると思います。

そこで、ただ、注意していただきたいのは、今回、相談の中でもあるのですけれども、設備 投資に係る部分というのは今回、対象になっておりません。あくまでも起業するための研修 等の部分に関して補助するものであります。また、その内容につきましても非常に志といい ますか、ハードルが高いものがありますので、ただ、今ある部分を設備投資、拡充していく ということではなく、新規事業等の部分がございます。

審査部分に関しましては、担当課長のほうから答弁いたします。

〇議 長 商工観光課長。

**○商工観光課長** 審査員になりますけれども、基本的にアルプス技研さんのほうからは、 あまり審査に加わらないというお話です。私どものほうで審査をお願いしているのが、八海 醸造さん、それから雪国まいたけさん、あとはフラー株式会社さん、そういうところから、 あとは里山十帖の岩佐さんのほうにも依頼はしてありますけれども、一応この市内である程 度、新たな事業に取り組まれる方、それから外部からそういう形で情報発信等をしていただける方というのを審査していただく方に、今はご依頼しております。

以上です。

- **〇議** 長 13番・岡村雅夫君。
- ○岡村雅夫君 こういった形で寄附されたお金ですけれども、市のお金ですから、これをかなりこういったアバウトな形で説明をして、私たちは何を基準としてこれを判断すればいいというのが、今のではほとんど分からない。私は空想ですけれども、こう思ったのです。成功されている寄附者、アルプス技研でしょうか。そこが多分、自分たちのひな形だと思っていると思うので、そういったところに研修に派遣するのかと思って先走ってしまったのですけれども。審査基準等が分からないで、誰にされるのか分からないで、またどういった方がどういうことをしようとしているかも分からないで、こういったことが進むというのは、ちょっと私には理解しがたいので、もう少し分かりのいい説明というのがあるかと思うのです。そういうのをきちんと、できれば文書なりでこういった事業ですよという形で報告等をしていかないとならないのではないかと思いますがいかがでしょうか。
- **〇議 長** 産業振興部長。
- **○産業振興部長** 前議会でお示しした内容のとおりでありますし、決してアバウトなやり方とも思っておりません。それから、アルプス技研のところがひな形になるということではなく、今回申請した方たちが、こういう事業でこういう場所に研修に行ってみたい。こういう事業でこういう視察をして勉強してきたいという形でありますので、9月議会でお示しした内容で足りないということであれば、またどういう部分が足りないかお知らせしていただければ、岡村議員のほうには内容をお知らせいたしますが、あの時点で出したところが全てでありますので、決してアバウトなやり方ということは考えておりません。
- **〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第26号報告 専決処分した事件の承認について(令和 2年度南魚沼市一般会計補正予算(第9号))は、提出のとおり承認することにご異議ござい ませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第26号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第27号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市議会

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第27号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について)をご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第 179 条第 1 項により専決処分を行い、同条第 3 項の規定に基づき 議会に報告し、承認を求めるものであります。

本年度の人事院勧告は、国家公務員の給与について、月例給については据え置き、特別給いわゆるボーナスについては 0.05 か月分を引き下げるという内容でありました。これを踏まえまして、国家公務員の特別職の期末手当についても同じ内容で改正する旨の閣議決定が行われたところであります。

これに準拠し、南魚沼市議会議員の期末手当を、本年度支給分を含めて 0.05 か月分引き下げる改正を行うものであります。

期末手当の基準日が12月1日であることから、本年度の支給額について改定を行うためには11月中に条例改正を行う必要がございます。

当初、11月27日に議会臨時会を開催するべく、準備を進めておりましたけれども、市の職員が新型コロナウイルスに感染し、職員二十数人が11月18日から2週間の自宅待機を命ぜられるという事態に直面いたしました。当該臨時会の準備作業が極めて困難となったということから、やむを得ず、11月27日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

改正内容についてご説明いたします。 4ページ、新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、第1条と第2条の2条建てとなっております。上の段、第1条関係は、本年12月期に支給します期末手当に関する改正であります。第5条第2項中、12月の支給に係る支給割合 100分の 167.5 を 100分の 162.5 に改正するというものであります。

市議会議員の期末手当は、改正前において年間 3.35 月分とされておりまして、6 月期と 12 月期の支給分を、それぞれ 100 分の 167.5 月分と規定しておりましたけれども、本年度支給分については、12 月支給分についてのみ 0.05 か月分を引き下げますので、12 月に支給する場合の支給割合を 100 分の 162.5 に改正するというものであります。これによりまして、年間 3.3 月分ということになります。

下の段、第2条は、令和3年度以降に適用される改正規定であります。令和3年度以降は、 年間3.3月分を6月期と12月期の2回において均等に支給するということになりますので、 1.65か月掛ける2回ということになります。

したがいまして、6 月期の支給割合を100 分の167.5 から100 分の165 に、12 月期においては、第1 条による改正で一旦100 分の162.5 としたものを100 分の165 に改めるというものであります。

3ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。施行期日でありますけれども、第1条の改正については公布の日から、第2条の改正については令和3年4月1日

から施行したいというものであります。

以上で、第27号報告の説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう お願い申し上げます。

**〇議** 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 27 号報告 専決処分した事件の承認について(南魚 沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第27号報告は提出のとおり承認されました。

O議 長 日程第9、第28号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 28 号報告 専決処分した事件の承認について (南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について) 説明を申し上げます。

本報告は、第27号報告と同じく、人事院勧告及びそれを踏まえました閣議決定に準拠して 市の特別職の職員の期末手当を0.05か月分、引き下げるという改正であります。

前号報告と同じく、やむを得ず11月27日付で専決処分とさせていただいたものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。5ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条は、本年12月期に支給する期末手当に関する改正であります。常勤の特別職は、一般職の給与条例の規定を準用しておりますので、次の第29号報告で説明をいたしますけれども、職員給与条例の100分の130が100分の125に改正をされます。

続きまして、読み替え規定の 100 分の 167.5 が特別職の期末手当の掛け率でありますけれども、これが議会議員と同じく 100 分の 165 に改正するというものであります。

その下の段、第2条は、令和3年度以降に適用される規定でありまして、めくっていただいて6ページのほうになりますが、第1条による改正で、100分の125とした職員給与条例

の規定を 100 分の 127.5 に改める。特別職の支給割合 100 分の 162.5 を 100 分の 165 に改めるという内容であります。これによりまして、年間の期末手当を 3.35 月分から 3.3 月分に 0.05 か月分引き下げるという内容になります。

3ページにお戻りいただきまして、本改正条例の附則であります。第1項は、施行期日でありまして、第1条と附則の第2項、この附則の第2項でありますけれども、この改正については公布の日から、第2条と附則の第3項につきましては、令和3年4月1日から施行するというものであります。

第2項でありますけれども、これは南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。特別職の給与改定に合わせて病院事業管理者の期末手当を 0.05 か月分引き下げるという改正を行うものでありまして、本年 12 月期の支給に係る改正であります。支給率は特別職と同じであります。

第3項は、4ページにわたっておりますけれども、同じく病院事業管理者の期末手当について、令和3年4月1日以降に適用される規定でございます。

以上で、第28号報告の説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**〇議** 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**〇議 長** 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議** 長 お諮りいたします。第 28 号報告 専決処分した事件の承認について(南魚 沼市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第28号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 10、第 29 号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第29号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について)ご説明を申し上げます。

本報告は、第 27 号報告及び第 28 号報告と同じく、人事院勧告に準拠して市の職員の期末 手当を 0.05 か月分引き下げるという改正であります。

前号の報告と同じく、やむを得ず 11 月 27 日付で専決処分とさせていただいたものであります。

改正内容についてでありますが、4ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

上の段、第1条関係は、令和2年12月期の期末手当に関する改正であります。一般職の職員の特別給いわゆるボーナスは、期末手当が年間2.6か月分、勤勉手当が年間1.9か月分、合わせて4.5か月分が支給をされておりますけれども、このうち期末手当について、0.05か月分を引き下げます。

条例の第 16 条の 5 第 2 項及び第 3 項の 100 分の 130 という支給割合は、6 月期と 12 月期 の 2 回の支給になっておりますので、合わせて 2.6 か月分の 2 分の 1 、この数字になっております。これを 100 分の 125 に改めるというものであります。

第3項の改正は、第2項の改正に伴います修正であります。

下の段、第2条関係は、令和3年度以降に適用される規定でありまして、期末手当0.05か月分の引下げを、6月期と12月期の2回に均等に分散して引き下げますので、第1条の改正により一旦100分の125に引き下げた支給割合を100分の127.5に改正するというものであります。これによりまして、6月期と12月期合わせて100分の255、つまりは2.55か月分ということになります。

3ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。第1項は、施行期日でありまして、第1条及び附則の第3項の規定については公布の日から、第2条と附則の第2項の改正については令和3年4月1日から施行したいというものであります。

第2項は、南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、一般職の給与改定に合わせて任期付職員の期末手当を 0.05 か月分引き下げるという改正を行うものであります。現在はその任期付職員は置いておりませんので、令和3年度以降の規定のみの改正になります。

第3項は、詳細を規則に委任するという規定であります。

以上で、第29号報告の説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**〇議 長** 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この第 29 号報告、前の 2 つの報告と関連しますので、当初予定した臨時会が開催されなくて専決としたというところは、当初予定したところが開催されなかった、できなかったということは分かりました。これは調べてお分かりだと思うのですけれども、平成 21 年の人事院勧告のときにこれも閣議決定されまして、総務省の事務次官通知というのがありました。人事院勧告に沿って人事委員会がないところはそれを参考にしながらという、県の人事委員会のほうも参考にしながらということです。それはいいのですが、総務省の事

務次官通知の中で、給与条例の改正はその性質上、専決処分によって行うことのないように するという通知が出ているのです。

この平成21年人事院勧告も今年と同じように、月例給でマイナス、ボーナスでマイナス勧告があったところです。そういうところからしますと、当初予定した臨時会は無理だったとしても、これは結果論になるかもしれませんけれども、当市の状況からすると11月30日までにやろうとするつもりがあれば――30日に臨時議会をやったのが、県内というか中越地区だけでも6つぐらいあるわけです。そういうことで臨時会の中で正論に従って進めていこうという考え方になれない状況だったのか。その辺をお聞かせいただきたい。

## 〇議 長 総務部長。

○総務部長 非常に厳しい状況でありました。11 月 18 日から2週間といいますと、出てこられるのが12月2日からです。その間に、準備を進めようとしたときには、自宅待機を解いて一旦出勤しなさいという命令を出さない限りはまず無理だったと思います。全てのパソコンが全部ロックされている状態ですので、ほかの人がそれを開けて作業をするというのは、今まで想定しておりませんでした。なかなかそれは難しいであろうということであります。待機の中で職員の健康管理を続けなければならないという中でありましたので、これは相談をさせていただいて、できることであれば専決処分で対処させていただきたいということで、承認をいただいた形でございます。

状況として、できなかったかどうだったかと聞かれますと、待機を解いて命令を出せば可能であったと。しかし、我々は立場としてそれはできなかったということでご理解をいただきたいと思います。

#### **〇議** 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 そういう特殊な状況でありますので、そういうこともあろうかとは思うのです。ということは、当初予定した臨時議会の議会運営委員会が、多分 20 日ぐらいですか、予定されていたのかな。その辺はちょっと分かりませんけれども、ではその待機になる、臨時議会に備えての準備ができていなかったということですよね。できていれば、例えば 30 日に開いてそれをやると。臨時議会の資料なり準備が整っていればできたということですけれども、まだまだ資料ができていなかったということになると、業務継続といいますかそういうところにもやはり問題があるのかと思うのです。当初予定した 20 日の議会運営委員会までにでは、資料が──それまで新型コロナウイルスの感染が確認はされていますけれども、市内は広がっているという状況ではなかったわけです。そういう中でもなかなかそれが難しいということだったのでしょうか。その辺の実態がよく分かりませんので、もう少し教えていただきたい。

# **〇議 長** 総務部長。

○総務部長 確かに 20 日の議会運営委員会に何とか間に合わせようと一生懸命努力をしていたわけですけれども、ご存じのようにその前の週、15 日が選挙でありました。選挙の後、明けてすぐに感染が分かりまして、17 日からは全庁を閉めたわけであります。その段階から

職員の自宅待機が実は始まっております。選挙が明けての仕事、1週間あればなんとか間に合うかということで準備を進めておりましたけれども、それが一切できなくなってしまったというのが実情であります。ご理解いただきたい。

[「終わります」と叫ぶ者あり]

**〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議** 長 お諮りいたします。第 29 号報告 専決処分した事件の承認について(南魚 沼市職員の給与に関する条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第29号報告は提出のとおり承認されました。

〇議 長 日程第 11、第 120 号議案 南魚沼市副市長定数条例の一部改正についてを 議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 120 号議案 南魚沼市副市長定数条例の一部改正について、提案理由をご 説明申し上げます。

医療のまちづくり事業につきましては、本年3月に外部の有識者から参画していただき、 医療のまちづくり検討委員会を立ち上げ、本年9月まで検討を重ねてまいりました。その取りまとめとして、9月29日に亀井委員長から市長に対し、今後の医療のまちづくりに関する提言書をいただいたところであります。

この提言を受け、庁内に医療対策推進本部を設置し、医師確保のみならず、市民の健康づくりと保健、介護、福祉などについて、実効性のある施策を推進していくということにしております。

ついては、この任務に主体的に取り組む体制づくりの一環としまして、特命の副市長を1人新たに選任したいというものであります。副市長の定数は、地方自治法の規定、第161条第2項でありますけれども、これにより条例で定めるということになっておりまして、現行の条例を変更したいというものであります。

3ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。これは1条文しかありませんので、本文しかございません。本文中、副市長の定数を1人という規定から2人以内という規定に改めるものであります。

なお、具体的に申し上げますと、人選につきましては、本日お配りした第 129 号議案のとおり、これまで医療政策特別顧問としてご協力いただき、また、10 月 1 日からは病院事業管理者補佐(経営担当)としてご尽力をいただきました外山千也氏にお願いする考えでございます。

また、現行条例の規定によります副市長の報酬月額、62 万 7,800 円でありますけれども、外山氏におきましては、医師免許を所持していらっしゃること、これに加えて厚生労働省健康局長をはじめ、数々の行政職、医療職の重責を歴任されており、その知識・経験の深さと、このたび担っていただきます任務の重要さ、困難さに鑑みまして、特命で一定の困難事案を遂行するために設置します、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条の規定によりまして、特定任期付職員の給料表の 6 号給に相当する金額——これは文言で申しますと、極めて高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者が、その知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合ということで決められております、月額 71 万円としたいと考えております。

今議会の開会中に関係条例、これは南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例でありますけれども、この一部改正をご提案するということにしておりますが、この改正は、特別職報酬等審議会に諮問しまして、答申を得る必要があることから、12月16日に当該審議会を開催し、12月25日の議会最終日にこの改正議案を提出する予定としております。

以上で、第 120 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**〇議** 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 まず、根本的なことからお聞きしますが、これは副市長ではなくてはできない仕事ということで、執行部の方はそう捉えているということでよろしいですかね。 2人に増やすということは、この職務に当たるには市長がおっしゃった専門的にやるという、タスクフォースを率いるという仕事に関して、副市長という立場ではないと難しいということで、どうして難しいのかという法律的なものがあるのだったら、ぜひ、我々に聞かせていただきたいと思います。

それと、今、お名前を出されたのですけれども、本人に関するものは副市長の人事のところで聞いたほうがいいのでしょうか。では、そこで聞かせていただきたいと思います。

副市長が2人になるということは、今後、市長の職務代行にあたって、その順序をどのように定めるつもりでいらっしゃるのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

#### 〇議 長 市長。

**○市** 長 ご質問ありがとうございます。これは、到底簡単にはいかない大きな課題に向かってもらいます。そして、病院の事業だけではなくて、福祉、保健そして様々な、例えばお年寄りの足の問題も、ここの議場で私と皆さんの間で様々、交わしてきている今日的課題、また将来にわたる地域の持続可能な状況をつくり出すために、本当に横断的に物を考え

てやっていかなければなりません。その医療対策推進本部も立ち上げようと思っていますが、 医療対策推進本部長は私がならせてもらうつもりでいます。これはまだこれからですが。そ ういうぐらいの意気込みでなければできません。

これまでの既存の行政のセクションというか、そういう形をはるかに超える大事業になると私は考えておりまして、このことをもって副市長という立場で、存分に当然、私の命を受けてやってもらいたいと思っていますし、これは私が選任の権限というかでありますので、皆さんにはご同意をいただきたいという内容であります。形だけではなくて、本当に市民のために、明日の南魚沼のために仕事をしてもらうつもりでありますので、副市長職以上にふさわしい職はないと私が判断しております。

以上です…… (何事か叫ぶ者あり)

それは順番があります。私が決めればいいということか――職務代理の順番ですね。これは私が決めさせてもらいたいと思っています。

以上です。

**〇議** 長 1番・大平剛君。

**〇大平 剛君** 分かりました。タスクフォース、もしくは横断した、病院のことだけではなくて、いわゆる福祉も全部含めてやられるということですが、それはそれで分かりました。

それともう1つ順序ですけれども、地方自治法の第 152 条で市長が決めていいということになっていますけれども、それは条例でやるのですか。普通、副市長が2人いらっしゃる市とかのものを見ると、条例で決まったり規則で決まったりしているのですが、その辺をどういうふうにするのか、きちんと教えていただければと思います。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 職務代理の順番につきましては、規則で定めることになっておりますので…(何事か叫ぶ者あり)失礼いたしました。

〇議 長 副市長。

**○副 市 長** 1人の場合は、法定代理ですので何も言わなくても、今の場合だと、市長に事故があれば私になります。 2人になりますと、地方自治法の第 152 条のところにありますが、 2人以上あるときはあらかじめ地方公共団体の長が定めた順序、その定めがないときは席次の順序、一般的に給料がどちらが高いかとかそういうことですので、ここで定められた順序によって、その職務を代理するときちんと書いてあります。 2人の間で市長が定めればそっちが代理をするということになります。いいでしょうか。

O議 長 答弁がありますか。よろしいですか。

1番・大平剛君。

**○大平 剛君** 申し訳ありません。地方自治法第 152 条に関しては私も確認していますので分かっています。ただ、それを条例とかできちんと名前を明示して、例えば長岡市さんとかだと規則でやったりしているものですから、そういう条例が必要になるのか、それともそういう規則で明示するのか、ただ、単に聞きたいのはそれだけです。お分かりいただけたで

しょうか。

- 〇議 長 総務部長。
- ○総務部長 我々も初めての経験ですので、分かりやすく規則等で定めるのが正しいかと 思っております。そうさせていただきたいと思っております。
- ○議 長 声を出して。

8番・永井拓三君。

**○永井拓三君** 説明を受けまして、理解はしているつもりでいるのですけれども、医療対策推進本部の立ち上げに伴い、市長の今の答弁だと市長が本部長になる。事務統括を2人目の副市長が担う。市の各部署を横断的にまたいで事業を展開するゆえに、各部署から人を集めると。それは大体の構想がついていて、医療対策推進本部というところなので、一時的ということですよね。一時的の期間というのは、どれぐらいを今、予定しているかをお聞かせください。

〇議 長 市長。

**○市** 長 期間は分かりません。

加えて言うならば、早くいろいろやっていきたいと思っていますが、本当に内容が尽きることがないぐらいのテーマかと思っています。無期限ということではないかと思います。当然ありませんけれども、その期間について今ここでいつまでにということは、まだ差し控えさせていただきます。

**〇議** 長 14番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** ここに至った経過は分かりましたけれども、私がお聞きしたいのは、検討委員会の提言されたビジョンに沿って、医療対策推進本部を立ち上げるということですけれども、その本部長には市長がなるということであります。ただ、医療対策推進本部が、提言を受けてどこら辺のところをきちんと考えていくのかというのが見えない中で、副市長を設置してやるということの是非というか、妥当性というか、そこをお聞きしたいのです。

今お聞きすると、重要なことなので副市長のポジションが必要だということですけれども、 説明の中にありましたように、今、該当はないのですけれども特定任期付職員ということで あれば、極めて高度なことを、情報を、この医療対策推進本部の中に提供できる体制は組め るわけなので、そういう体制では駄目なのか。これは副市長も、特定任期付職員も、限度額 最高は71万円だそうですので、金額は変わらないで、それも少し大きいと思うのですけれど も、そういう体制でなければ駄目なのか。

むしろまたそこまでいかなくても、ここまで体制がといいますか、答申をいただいて方向が、もし、市長の中で決まっておられるのであれば、医療政策特別顧問ということで採用して、先生でありますので、そういう立場でも十分に医療対策推進本部の中で意見を述べていただいて、今後の行政に役立てることは十分できると私は思うのです。先ほど説明がありましたけれども、今言った3つの可能性の中から、副市長でなければ駄目なのだというところを、もう少しお願いしたいと思います。

### 〇議 長 市長。

**〇市** 長 まず、要らぬ選択はあることも分かりますが、先ほどから繰り返しになりますけれども、その職でなければできないと私が判断してやらせてもらいます。

そして、特命的な副市長という位置づけですが、副市長ですので行政一般も含めて様々なことを、現在1名の体制の副市長職と全て同じ扱いでと私は考えています。しかし、その中でも特別に医療、福祉そういった政策のところは、そこに集約するというか特化してやってもらいたいという思いですが、いわゆる副市長が2人になるという感覚であります。そのことだけをやってもらうという気持ちは全くありません。

なので、様々な行政経験があるという方を想定しています。その方なので、様々に私としてはよく言われる女房役として存分に能力を発揮してもらって、市のために・・・。そのためには、いろいろ選択は、当然言われている程度のことは考えていますが、それをはるかに超えて副市長という位置づけ。そして、市民の皆さんから見て本気にそれに取り組むのだということが見える形を取らせていただきたいと思います。

# **〇議** 長 14番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** 答弁をいただきましてあれですけれども、私は本心を言うと、ますます分からなくなったというところです。実は医療の関係に特化して副市長を 1 人設置するというのであれば、いろいろな方法がありますけれども、それでなければ駄目だというのであれば私は分かります。ほかの一般行政も含めて副市長職をやっていただきたいということになれば、今おられる副市長──これからどなたになるかは別にしまして、 1 人体制でこのぐらいの人口規模、財政規模の市であれば、私は十分ではないかと思うのですね、ほかのところも見るのであれば。

医療に特化したのではないのですか。医療に特化した副市長であれば、先ほど言うように、 それほど副市長という立場にこだわらないで、特定任期付職員であっても、特別顧問であっ てもいいのではないか。ましてや、市長はできるだけ早くこの問題を整理したいということ があるのであれば、副市長であれば一応任期が4年ということになりますけれども、ほかの 2つのやり方であれば、その任務が完了した時点でまた終わるのだろうから、そのほうが市 の財政とかいろいろな面でいいのではないかと私は思うのですが、もう一度お願いいたしま す。

### 〇議 長 市長。

**○市 長** それでは再度、答弁をさせてもらいます。先ほどから言っていることをご理解いただけないようですので、もう一度申し上げます。医師の確保、これも大変な仕事でありますが、ようやくそれが一つ前に出ました。簡単に医療問題といってもものすごい幅があると思います。そして、加えて市民の健康づくりと、例えば介護、福祉これらの在り方についてやっていくには、個々の縦割りのセクションのままでは駄目だという意識が非常に強くて、そういう意味でタスクフォースをきちんと組んでやっていく。この旗振り役をそう簡単に誰でもが担当できるとは全く思いません。自分としてもその専門性には欠けるところが

あります。

なので、私としては今回の副市長として、そういう場所をつくり、本当にそこに立ち向かっていくという姿勢を内外にも――例えば庁舎の中のみんなの意識も含めてこれをやっていくには、副市長職の新しい設置というのが最も効果的であると思っておりますので、これはご理解をいただくしかありません。

加えて言うならば、私はそのことも、医療のまちづくりを最大の1丁目1番地として2期目を担当してまいりますということを、市民にご理解いただいて、今回2期目を担当させてもらうわけであります。このことについていろいろなことを言われても、私としてはもう覚悟をして、この提案をさせていただいているということでありますので、ご理解賜りたい。

**〇議** 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 本当に頑張ってほしいと思いますし、副市長2人体制というのは、私はいいことだと思います。ただ、1点だけ、本当にまた誤解をされるような言い方をしてしまう点もあるのですけれども、MMDOのとき特命であったわけです。あれはまたMMDOの事務も問題があったわけですよね。それと同じように、副市長には非常に頑張ってほしいし、いろいろなことをしてほしいというのもあるわけですけれども、きちんとしっかりと、政策的にいろいろ、あっちに行ったり、こっちに行ったりとかしなければいけなくなるとも思うので、やはり事務仕事の軽減というのは大事だと思うのです。そういうサポートとか、線引きとかは、行政のほうでどう考えているのかを、私は聞かせていただきたいのですがお願いします。

〇議 長 市長。

**○市** 長 初めての試みでありますし、なかなかまだ理解が十分にという思いがあります。私も細かいところは、これから詰めていかなければならないところもあります。今の 医療対策係をまずはきちんと事務局化し、やっていきたい。しかし今、年度途中であります ので皆さんにご決定いただいて、そういうことが備わってまいりましたら、庁内では、すぐ さま来年度の機構改革についてもきちんと対処をさせていただいて、本格的な実用というか 運用を図ってまいりたいと考えております。その辺につきましては、心配事も当然いろいろ なことがあると思っているわけですけれども、これらにつきましても一緒にやっていきます ので、ご理解を賜りたいと思います。

**〇議** 長 21番・牧野晶君。

**〇牧野 晶君** 本当に、新しい副市長にはこれからも突っ走ってほしい点もあるわけです。 今までの慣例を超えて、いろいろな情報とかを引き出して、市のあるべき医療体制の方向を やってほしいというのもあると同時に、やはりどこかで線引きというかもしていかなければ いけない点もある。そこのかじ取りというか、車の両輪、議会とあれとなるかもしれないで すけれども、行政の中でもまたそれを頑張って、せっかく2人体制にするのであれば、本当 にいい関係でやっていけるように、最大限発揮できるように頑張っていただきたいと思いま す。

## **〇議** 長 13番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 少し長くなります。今の話を聞いていても、条例改正してまで何をしようとしているかというのが聞こえてこない。やはりきちんとした説明がほしい。提言の内容のどこと、どこという辺りがほしいと思います。

それから、副市長の権限についてお聞きします。副市長でなければならない、そこにとどめなければならないこととはどういうことがあるのか。副市長になることによって何ができ、あるいは副市長でなければ何ができないかと、こういうことですから、権限についてもう少しきちんと教えていただきたい。

それから、今現在でも副市長の専決事項というのがありますよね。少し条例を見てみたのですが、特命の副市長に対する専決事項というのはどういう形で表されてくるのかお聞きします。

先ほど、待遇についてはお聞きしました。任期も4年と確認していいのかどうかお聞きします。要するに、副市長任期ということで。

それから、議案と離れ、次の選任の段階の質疑にと言われるかも分かりませんが、先ほども名前を公表していますのでお話ししますが、外山千也氏は、去年の6月から医療政策特別顧問に市長が抜擢したわけであります。そして、3月からの南魚沼市医療のまちづくり検討委員会の委員として、実質的には私はリードした人だとみています。そして、その提言をした後、引き続き医療政策特別顧問の職を担っていただくという、市長の考えがあったわけです。

そしてもう1つ、10月から常勤医として市民病院に勤めています。そして、病院事業管理者補佐として勤務していただいているというのが、今回の情報で明らかになっています。今現在の市の任務はどうなされるのか。それから、これについては市長部局で特別顧問ですよね。市民病院については、市民病院部局ではどういった扱いになるのか。要するに、医師として病院事業管理者補佐としてどういった形になるのか。それから、外山さんは公益社団法人地域医療振興協会の常務理事という話もありましたが、その関係は今現在どういう形になっているのかというのがお聞きしたいところであります。

以上です。

# 〇議 長 副市長。

**○副 市 長** 私がわかる範囲で、私の部分をお話ししたいと思います。副市長でなければならないものとありますが、これは地方自治法の中の規定もありますけれども、副市長という職は市長の補助機関であります。その中で、市長に事故があるときは法定代理をすると書いてありますが、これは地方自治法を見てもらえば分かります。その地方自治法の中にも、市長がいわゆるこういうことをしなさいとした部分については、それについてやることができるという規定もあります。そこまでやるかどうかは別として、今、提案されているのはまさにそうだと思います。保健、医療、福祉について、市長がその方にこれをやれという命令をするわけですので、まさに地方自治法の告示をするかどうかというそれは別として、いわ

ゆる法定代理のほかを担う方だと思っています。

それから、権限、専決事項ですが、これは事務決裁規則の定めがありますので、それが同 じ専決処分をすることができると。権限を持つというふうに思います。

それから、任期については、私もそうですが、地方自治法上、副市長というのは任期が4年と明確に書いてありますので、最長といいますか、その任期の間は4年です。ただ、副市長の場合は、市長があなたはいいよと言えば即刻辞めるということになりますから、そういうことですね。最長4年と。1期は4年だとお考えをいただければいいと思います。

それから、条例改正までしてとおっしゃいますが、条例改正をしなければ置けません。副市長の定数は条例で定めると書いてありますので、副市長を2人あるいは3人置こうとすれば当然、条例を改正しなければならないということであります。

それから、これは私が言うことではないかもしれませんが、医療のまちづくり検討委員会の提言の中で何十項目かあるわけですが、どれをやるかというのは、検討委員会は提言したわけですので、その提言を医療対策推進本部のほうでどうするかということを考えるのであって、いわゆる提言されたものを全部市長が実行するということではなくて、提言を南魚沼市に合わせて、医療対策推進本部の中で議論をしていくのだと。タスクフォースの中で議論をしていくと。私はそういうふうな認識を持っています。

以上でございます。

〇議 長 市長。

**○市 長** 最後にご質問された公益社団法人地域医療振興協会は、何度も説明していると思うのですけれども、それを辞職されて現在、南魚沼市の職員になっています。これはご存じなかったでしょうか。

**○議 長** 現在の任務をどうされるかという点。 市長。

**〇市 長** これは、序列からいって副市長が全ての上に立ちますので、要するに、今は特別顧問という市長部局の形と、それから、病院事業管理者補佐、これも決定いただいた時点で、これが切り替わるということであります。

**〇議 長** 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干お聞きします。非常に市長自体、決心が固いようでありますが、私は外山さんが医師として診療に加わっていただいたということについては、非常に評価して、それも辞職してという話も、実際私も聞いています。ですから、医師に専念してくれるのかと私は思いました。ところが、医師の部分については、副市長選任ということになると辞めるということでありますか。お聞きします。

〇議 長 市民病院事務部長。

**〇市民病院事務部長** 今ほどの医師として、あるいは病院事業管理者補佐の関係ですが、 地方自治法によりまして臨時的なもの以外は兼務できないというのがありますので、医師と しても病院事業管理者補佐としても、副市長になられたときに辞められる。あるいは事務手 続上でありますので、辞任の届けを市長のほうにも出しているということであります。 以上です。

O議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長は、本当に副市長になってもらわなければこの任務は遂行できないということが、どうも伝わりにくいと私は思うのです。その辺は、私の権利だと言われればそれまでですけれども、私はあれだけの提言があって、そうした中でどこを考えていかなければならないという形で、ある程度やはり市長の指示がなければ、なかなか任務は遂行できないと私は思うのです。その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

〇議 長 市長。

**〇市 長** ご同意は満場一致でいただきたいと思っていますけれども、私の権限であります。私が強くそう思ってそれをやって、議会の場に出しているわけですから、それを今言われても私がここで引っ込めるわけもありません。

加えて、副市長でなければならない理由というのは、私が先ほどからずっと言っているとおり、医師を超えて大きなテーマをやってもらいたいという判断に至っているところを、やはり皆さんから理解をいただかなければ、いくら議論をしても駄目だという思いがあります…… (何事か叫ぶ者あり)

申し訳ありませんが、私がトップですので、私に意に背くことがあれば、私は辞めさせるという権限まで持っているわけです。なので、全てのことは私から出たし、これは市長職をやっていれば過去4年間も全部そうですから。一番の責任者は私ですので。これは副市長だからといって特別なことは全くないわけであって、全てはトップの私からこういうことをしようということは決断されて、決定して、全て進んでいくと。その前に、当然いろいろな専門的な見地を持っている方になるので、そこからの意見は当然お互いによく戦わせてやっていきたいと考えております。今の向きの心配はいらないのではないかと思います。

**〇議 長** 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 少しお聞きしたいのですが、最初の施政方針のところでもこの問題で述べられています。南魚沼市医療のまちづくり検討委員会から提言をいただいて、これを受けて医療対策推進本部を立ち上げるということで書いてございますけれども、医療のまちづくり検討委員会ではゲストスピーカーとして様々な分野の人からも来ていただいて、いわゆる医療とか福祉だけでなく、まちづくりそのものを全体議論していただいたと理解しています。今回その部分で、提言を受けてどういう動きをしていくかというのは、もちろんこれは市長のお考えということになろうかと思うのですが、ここで書いてある医療対策推進本部を立ち上げ進めていくという部分から、いわゆる先ほどから医療とか福祉とかということが大分強調されていますけれども、今回、副市長をつくって進めていくというのは、いわゆる医療・福祉の体制といいますか、市の体制を中心に改革をするというか、進めていくということでよろしいのでしょうか。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

〇議 長 市長。

**〇市 長** ご質問に答えたいと思いますが、先ほどからも言っているとおり、そこを中心に頑張ってもらいたい、と繰り返しておりますのでご理解ください。

**〇議** 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほどから他の先輩議員から、副市長でなければならないのかというのが 度々出てきました。市長はそういう思いだということですけれども、医療・福祉ということ になりますと、もちろん市長部局で福祉や介護を扱っていますけれども、例えば市民病院で あれば、今、南魚沼市の場合、地方公営企業法の全部適用で運営しています。全部適用はど ういうことかといえば、市長は開設者ではありますけれども、例えば経営責任は市長でなく て当然、病院事業管理者ということで独立するわけですし、組織や体制に関する権限も一部 適用であれば市長ということになりますけれども、全部適用ですから市長の権限ではなくて 病院事業管理者の権限、当然そうなるわけです。また、職員の採用に関する権限等について ももちろんですし、職員の給与等の決定、これらも含めて病院の内容ですね、運営や方針、 これは市長の権限から全部適用することによって病院事業管理者に既にもう権限が移ってい るわけです。

今の例えば外山さんでいえば、今現在であれば病院事業管理者補佐で経営担当、これは病院事業にも含めて深く権限に関わっているわけですけれども、今のお話ですと副市長になった段階でそれらは免じるということになりますから、いわゆる市長部局、市長のいわゆる補助機関、補佐だということになります。

そうすると、一番の問題である市民病院に関する経営責任ですとか組織体制に関する権限、これらが今までは外山先生は関わっていたけれども、今度はなくなるわけですよね。今、市長がやろうとしていらっしゃるのは、それは医療や介護、福祉、そういう意味では医療が一番大きな部分で今ずっと市長も問題意識を持っておられるように発言していますけれども、今やることによってそこの病院に対する権限というのが、今まであったのが全くなくなる。市長の補佐、いわゆる副市長ということになってくるわけですけれども、大きく市長がやりたいということと、今の体制の整備といいますか人事がどうもかなり矛盾して、せっかく医療、福祉、介護を中心に提言を受けた中から、その問題に絞って市長が進めようとしているときに、今まで中心的に動いていた方が今度は病院に対するそういった権限が全くなくなって、市長の補佐である副市長になってしまうというふうに制度的にはなろうかと思うのです。この辺大きな矛盾があるように考えているのですが、その辺の対応と市長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議 長 市長。

**〇市** 長 お詳しいことはよく分かっていますが、そこを超えてでもやらなければいけないと覚悟しています。向こうで、では十分にその力を発揮できているかというと、そこまでは分からないわけですよね。私はいろいろなことを勘案して、今回のことを考えています。

病院の経営のこと、そういう意味ではそこを担当していた経験がある議員ですから、それ

以上のことは言いませんが、赤字を出さずに運営ができていればいいですよ。今、毎年大体 10 億円、そして今年はもっと増えます。例えばこういうことがある。責任を云々ということ もありますが、当然そういうことが出てきてしかるべきなところはあるのですけれども、そうではなくて、医療現場独りで頑張っている。経営改革というのは、今の仕組みや様々なことに触れて考えていかなければならない。こういう中において、そのところだけでものが動いていくかというと、とてもそんな状況ではありません。

なので、これは先ほどから言っている、病院事業管理者もこの改革に一生懸命、一緒に取り組むということを明言しています。そうでなければ私がそれを許せませんから、当然同じ方向を向いて頑張るつもりでありますので、そういう立て分け論ではなくて、本当に全庁挙げて、これは病院部局がそういう体系になっているというか組織になっていることは十分、分かっていますが、それを超えてやっていくのだということでご理解いただければと思います。

組織論とか、そういうもうレベルではないと私は思っています。そこを十分できるという ふうにやっていきたい。お互いのこれは努力ですね。やっていきたいと思っていますので、 ご理解いただけませんでしょうか。

O議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 組織論とかということでなくてこれは法制上の問題ですから、今までの議論の中でも、例えば医療対策推進本部をつくったときに、役員、本部長、今のままで副市長でなくてもそこに関わって、これまでの医療のまちづくり検討委員会もそうですし、やってきたわけですから、そういうことでいえば病院の中のいわゆる病院事業管理者補佐で経営担当ということであれば、今言った地方公営企業法の全部適用であっても病院の中に深く関われるわけです。そこを一番にやっていこうというときに、そこを外して名前は副市長──名前がいいのかどうかというのは分かりませんが、副市長ということでは、いわゆる法律の建前からいっても、それを超えてということになれば超法規的だということになればもう言うことはないですけれども、そういう制度上の中でより効率的に、制度上にも問題がないように、このお考えを進めるということであれば、かえって副市長で他を免ずるというのは、権限も含めて今後の機能的な部分も含めてマイナスではないのか。その辺をどう整理されているのか。それを超えたレベルの問題だというお話もありましたけれども、それはやはりそれぞれの法令や今の制度を覆して何かをやるわけにはいかないわけですから、そこはやはりきちんと法令遵守をした中で、何がやれてどうやっていくのかということにならないと民主政治にもなりませんので、その辺についてもう少し具体的にお話を伺いたいです。

O議 長 答弁はかなり出ていると思いますけれども。 市長。

**〇市** 長 先ほどからもう答弁している以上に私はございませんので、これで答弁はいいですか。

[何事か叫ぶ者あり]

# **〇議** 長 終わっています。

ほかにございますか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

**〇議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**〇議** 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 120 号議案 南魚沼市副市長定数条例の一部改正について、市民クラブを代表して反対の立場で討論に参加するものであります。市長の説明に対して、同僚議員 6 名からの質疑がありました。副市長を 1 人から 2 人体制にもっていく。このことが本当に、南魚沼市にとって、今、必要なのかどうかということでありました。今後、 2 人の副市長体制という状況が生まれるかどうかは分からない。しかしながら、人口規模、財政規模で考えれば副市長は 1 人で十分だと考えております。

それから、市長が度々答弁の中で申されました、医療対策推進本部を立ち上げると。立ち上げるというのは、南魚沼市医療のまちづくり検討委員会からの意見を取り入れて、市長自ら先頭に立ってやっていくのだと。その心意気はそのとおりなのであります。ぜひともやってもらいたい。しかしながら、この10月に南魚沼市病院事業管理者補佐を置き、病院事業管理、経営内容を含めてでありますけれども、これについて改革を進めようと始めたばかりでありました。そういう動きを見ていて、これではまだまだ不十分だ、市長部局でこういうものを立ち上げ、そこを何とかしたいという思いなのかどうか分からない。

ましてや、医療によるまちづくりを特命とした副市長を置くということが必要なのかどうか。そうではないだろうと。今の体制の中で、市長が申したように、医療対策推進本部を立ち上げ、その中に福祉保健部、病院事業部それから市長部局、それぞれの部長を集めて横断的にやれば済む話なのであります。そういうことをやって初めて、成果が見えてこない、ではどうするかということでこういうような提案をするべきものだと私は思っております。まだまだ始まったばかりの話であります。現体制で頑張っていただく。医療対策推進本部がどういう効果をもたらすのか期待しておりますが、今回の副市長2人体制という条例には反対するものであります。

16番・中沢一博君。

〇中沢一博君 第 120 号議案に未来創政会を代表して、賛成の立場で討論に参加させていただきます。正直なところ、当市の人口、地域の人口、また財政を考えたならば、副市長 2 名というものは本来ならばあり得ないことだと私は思っております。ですけれども、市長が所信表明で述べたとおり、医療のまちづくりの、実務的に広範囲的な部分で事業を強力に推進

したい、そうおっしゃいました。そして、医療対策推進本部長を自分自らやると、そうおっしゃいました。

本来ならば、医療の編成に関しては、市長は自分で置くのではなくて自分でやるというぐらいの覚悟を本当は持ってもらわなければいけないのであります。それはおっしゃっているわけでありますけれども、でも市長は謙虚で、私はその部分は範囲をなかなか超えてできない、そこまでおっしゃっているのです。これはなかなか言えない言葉であります。そこまでしてでも、何とか地域の医療を推進したいと、そういう思いを私は感じてまいりました。

そうした中で、特命の専門職を置く。きめ細やかな、という部分がございました。そして、 そのかわり少し気になったのは、期間は分からないとおっしゃいました。私は民間サイドで 考えるならば、こういう特命であるならば、民間であるならば期間を決めなければいけない のであります。目標を定めて、そしてこれに向かってやりたいというそのぐらいの力強さが なければ、これだけ大変な医療の改革はできないのであります。私はそういう面ではまだま だ弱いと思っています。

そのぐらい真剣に、今回の医療改革は求めたいと思っていますし、また、市長もそういう部分であるというふうに思っているわけであります。そういうことを考えて、本当に今、市民の地域医療、また今、新型コロナウイルス感染症の部分で支えられている在宅医療、在宅介護、いろいろな部分があります。このところを総合的に何としても市民の医療を守る。またそういう強い市長のその言葉に期待して、未来創政会として賛成の討論に参加させていただきました。

以上でございます。

13番·岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 120 号議案の南魚沼市副市長定数条例の一部改正について、私は反対の 立場で討論に参加させていただきます。質疑の中でも申し上げましたが、副市長の専決事項 の中に、市長の命による政策及び企画に関することとある。市長の構想があって私はしかる べきである。何をどう進めようとしているか、ここが要と思っています。

医療のまちづくり検討委員会の委員には、現場の委員がいませんでした。現場の意見が反映されないと、私は指摘してまいりました。最終盤に市民病院とゆきぐに大和病院のスタッフの聞き取りをしたということが報告に、議事録に載せられております。現場の厳しい意見が公表されたものと私は感じています。その結果でありましょうが、提言の内容の部分で、私は玉虫色の提言になったと感じてしまいました。

心配なところを若干申し上げます。市長は市立病院群の経営改善、医療政策策定に、全庁を挙げて医療対策推進本部を立ち上げるとあります。最終的に、私が懸念しているのは、民営化。提言では公設民営であくまでも開設者は市であると、こういうくだりがあります。なぜ、こういった懸念を申すかと申しませば、ファクスでいただいた外山さんの経歴を見させていただきました。ざっくり言わせていただければ、県立病院の医師として8年間、その後

はほとんどが事務方であります。県庁に5年、国に18年、そして公益社団法人地域医療振興協会10年であります。

私は医療は公設公営、この市立病院群のメリットを生かして、不足している慢性期病床、一般病床等の拡充を早急に図っていかなければならないと考えています。しかし、外山さんも若干言葉にしたことがありますけれども、今の厚生労働省の医療再編についてかなり関わってきた人だと私は思っています。まして先ほど懸念申し上げたように、指定管理になれば推し進めてきた厚生労働省言いなりの再編統合に進むでしょう。市民目線の改革ではありません。保健、医療、介護、福祉の備わったまちは、住み続けられるまちの大前提と考えています。以上、懸念を申し上げて、この副市長複数制には反対でございます。

21 番·牧野晶君。

以上です。

**〇牧野 晶君** 歩む会を代表して、第 120 号議案について賛成討論をしたいと思います。 いろいろな質疑、反対討論ありました。 賛成討論もありました。 私は提案者の気持ちを考え ると、切ないと思います。 本当に悔しい思いがあるのかなと、反対討論を聞いていて少し感 じました。

多分、18年前だったと思います、中之島診療所。塩沢町時代に中之島診療所の先生がいないということで、やっと確保できたということで、それがなかったら中之島地域は無医村になってしまう、そういうふうなことがなくてよかったと私はそのとき思いました。そして、その次に市でよかったと思ったのは、やはり、ゆきあかり診療所であります。ゆきあかり診療所も声があったのは、中山先生がいつまでできるのかという話があった中で、石打地域に一本当は石打地域だけではなくて、湯沢町からも来てくれたりもしますし、大勢の方が今、ゆきあかり診療所に来てくれております。オープンしてから2年後に、中山先生が引退しました。本当に市としていい決断を、いい誘致をしてくれたという思いがあります。

そういうふうに医師を呼ぶというのは、地域にとってもかけがえのないことだと思います。 そして、医師を今は呼ぼうと思ってもなかなか呼べない状況が、この何年も続いております。 市民病院だってそうですし、それを連れてきたことは非常に大変なことだったと思います。 そして魚沼基幹病院だって、皆さんどういうふうに思っていますか。魚沼基幹病院だって医 師が不足している。本当にそのことをどう思っているのかと私は非常に疑問に思います。

その非常に難儀している中で、今までのことが通用しないから、市は、市長は医療対策として様々な方法の手を打つ。そして今度は副市長を2人にして、特命副市長を置く。私はこの時代に来ているのだと思います。こういう時代、先を取ろうとしているのか、これでもまだ遅れているのかと言う方がいる時期かもしれないですよ。やりたいことをやらせてもらえない、意味が通じないというのは、今のままでいいではないかと、これからも頑張って医師を確保していけばいいのではないかと、私は反対討論を聞いていて思いました。

私は医師がいないと困る。そしてそれに立ち向かっていくためには、副市長複数制という

のは非常にいい1つの提案だと思いますので、私はこの思いで賛成したいと思います。ぜひ、 全員賛成できるように、皆様からのお力添えをお願いできればと思います。

以上であります。

[「なし」と叫ぶ者あり]

次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番·関常幸君。

**○関 常幸君** 第 120 号議案について、満場の皆さんから賛成していただきたく、賛成の討論をさせていただきたいと思います。今、反対者の意見を聞いていて、非常に残念に思いました。ということは、5万6,000人の市民がよりよくなるために、現状を打破してやっていこうというのが、この2人制に表れているのではないですか。私、今の発言を聞きながら、何回かほかの席で話をしたことがあるかも分かりませんが、1万5,000人の大和町が人口規模、財政規模に似合わない 200 床近くの病院を管理運営していたのです。それはまさにまちづくりそのものであったのです。

そして今、平成12年に小出病院の改築問題から、魚沼基幹病院の問題が出てきました。私どもは、魚沼基幹病院と南魚沼市民病院、まさに魚沼圏域の100年に1回の医療再編と併せてまちづくりになるのだろうと思って、期待してきていました。魚沼基幹病院が開院して5年、市民病院が新たな体制になって5年になりました。そういう中、いろいろの問題が出てきている中で、宮永病院事業管理者の相談機関であります病院の研究会が開催されておりました。1年続きました。4回か5回、会議をしましたが、その中で宮永病院事業管理者、市民病院の皆さんも、病院はまちづくりですねと。まちづくりをやりましょうと。そういう中で、ゆきぐに大和病院の問題、市民病院の問題が出ると。まちづくりというのが久しく聞いてきました。

そして今、副市長、もう1人になられる候補者の方も――委員会に医療のまちづくり検討委員会という、まちが入っているのです。そして話を聞いている中では、これからの病院は地域づくり協議会、そこも一緒になってやれればというのを、今、副市長2人体制の中でやろうとしているわけであります。ぜひ皆さん、この副市長2人体制について、全員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、賛成討論としたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 120 号議案 南魚沼市副市長定数条例の一部改正につ

いては、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第120号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 小林代表監査委員より退任の挨拶をいただきたいと思います。任期は12月 21日までですが、ここで代表監査委員より退任の挨拶をいただきたいと思います。小林代表 監査委員、登壇願います。

代表監査委員。

**○代表監査委員** 林市長、小澤議長、私のためにこのようなときを設けていただきまして ありがとうございます。感謝いたします。

4年前に就任の挨拶をさせていただきました。その間、林市長をはじめ、役職員の皆様、小澤議長をはじめ議会議員の皆様には多大なご指導、ご協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。皆様の今後のご健勝とご活躍をお祈りしまして、甚だ簡単ではございますが、任期中の皆様の協力に感謝いたしましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# 〔拍手〕

○議 長 昼食のため、休憩といたします。会議の再開は1時30分といたします。

[午後0時21分]

[午後1時30分]

**○議 長** NHKより映像撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

○議 長 日程第 12、第 109 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 10 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

**○市** 長 それでは、第 109 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 10 号) につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容としましては、児童福祉費において、子ども家庭総合支援拠点事業費に 1,554万円を計上しました。これは、児童虐待等に対応する、子ども家庭総合支援拠点と、妊 娠期から修学前まで保健師が手厚く関わる、子育て世代包括支援センターを合体した新たな 相談室を開設するための経費です。児童福祉と母子保健を一体的に運営することで体制の強 化を図りたいものであります。

同じく、児童福祉費に、12月11日の閣議決定により、急遽、交付することが決まった、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費2,866万円を計上いたしました。年内に給付するために、本議案書を差し替えて、当該項目を追加したところでございます。

また、衛生費では、上水道事業対策費(事業会計繰出金)に7,956万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症に対する独自経済支援策として実施した水道料金の

減免――6月分から8月分までの3か月間の基本料金を2分の1に減免した件であります。 これに要した費用の確定額となっております。

商工費では、松井利夫様からご寄附いただいた3億円のうち、予算化されていなかった2億円を、商工業振興一般経費に計上しました。関係する基金条例の一部改正議案を併せて上程しているところでありますが、寄附者の意向に沿った計画的な活用と、適切な管理を図っていきたいと考えております。

教育費では、小学校、中学校、特別支援学校の授業運営費に合計 5,000 万円を計上しました。これは、それぞれの学校に、大小合わせて 65 基の温水設備を設置するための経費であります。新型コロナウイルス感染防止のため、児童生徒は1日に最低でも5回ほどの手洗いを励行してもらっていますが、降雪期の冷水での手洗いは非常につらいことであります。児童生徒の負担を緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症終息後もインフルエンザなどの感染症対策として有効に活用できると判断させていただき、今回整備することとしたものであります。現場からも大変な要望の声が上がっておりました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に 1 億 3,000 万円を追加しました。これにより 1 次、2 次合わせて国から示された限度額 11 億 1,557 万円の全額が充当されました。また、普通交付税の交付額が確定したことによりまして、4 億 5,164 万円を追加し、財源の確保が可能となったことから、市債全体で7,380 万円の減額としたところであります。

収支差額につきましては、補正予算(第8号)で財源調整として計上した財政調整基金繰入金4,000万円を全額解消し、合併振興基金繰入金も皆減といたしました。その上で、なお生じている差額につきましては、財政調整基金積立金として 5,000万円を計上し回復を図るものであります。

以上によりまして、歳入歳出総額に 5 億 891 万 3,000 円を追加し、総額を 403 億 9,630 万 4,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、ご 決定賜りますようにお願いいたします。

以上です。

#### 〇議 長 総務部長。

〇総務部長 第109 号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。12、13ページ、2の歳入からお願いいたします。

最初の表、10 款 1 項 1 目地方交付税は、普通交付税が額の確定によりまして、4億5,164万円の増であります。

その下、14 款 1 項 1 目民生費国庫補助金は、保険基盤安定負担金(保険者支援分)等の額の確定による増額であります。

14款2項国庫補助金、1目、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

は、1 億 3,000 万円の計上で、1 次、2 次合わせて国から示されました限度額 11 億 1,557 万円全額が充当となったところであります。

充当状況につきまして、本日お配りしました第 109 号議案関連資料、表面の①新型コロナウイルス感染症対応事業財源充当表というものをご覧いただきたいと思います。

前回、9月補正でお示しした段階でありましたけれども、その段階におきましては、水道料減免分8,100万円、それから今後の市独自経済施策1億6,900万円の合計2億5,000万円を今後の充当分として保留しておった形であります。

それが、この表の中では一番下のほう、最下段の10月の臨時会で議決いただきました補正第8号で計上しましたプレミアム付き旅行券1億1,200万円、それからPCR検査費用補助800万円の計1億2,000万円を充当しました。その下、今回上程しております補正第10号でありますが、この中で水道基本料金減免7,286万円を充当しますと、保留分のうち1億9,286万円が充当できたということになります。残額の5,714万円残ったわけですが、それは上から9行目になります。事業費の一番大きい、7款の企業対策事業費の経営支援給付金——固定費の補助でありますけれども——これを、臨時交付金の充当調整科目としておりまして、今回、全額ここに充当いたしました。この前の資料では1億1,498万円という金額でしたけれども、その後、1億7,212万円という金額になっております。その分、その右3列目です。3つ飛びますと、純繰越金ほか一般財源、この部分を減額しているという形であります。なお、この表は、ほとんどの項目がまだ予算ベースで計上されておりますので、今後、実績に基づきまして、最終変更が必要となるものであります。

この裏側です。本日、お配りした関連資料の②新型コロナ感染症対応経済関係支援策進捗 状況は9月議会でお示しした内容の11月末現在の状況を報告するものであります。説明は省 略いたしますけれども、併せてご参照いただければと思います。

議案書に戻っていただきまして、12、13ページですけれども、真ん中の14款2項2目、民生費国庫補助金であります。説明欄に3つの補助金が記載されておりますけれども、1行目の児童虐待防止対策等支援事業補助金と、3行目、次世代育成支援対策施設整備交付金の2つが、併せて市長が申しました、子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターを一体的に運営する新たな相談室の整備に係る補助金であります。

真ん中の2行目、ひとり親世帯臨時特別給付金事業補助金2,866万円が、今回、議案配付後の12月11日に閣議決定がされまして、急遽、項目を追加した部分であります。新型コロナウイルス感染症の影響で、ひとり親世帯の生活が打撃を受けているということで、年内をめどにひとり親世帯臨時特別給付金を再交付するということになったものであります。

年内の最終支払い日は 12 月 25 日でありますけれども、それ以前に銀行、金融機関に支払いデータが届いていなければならないということで、最終日の議決では間に合わないということが分かりました。まことに異例ではありますけれども、議案書の差し替えという形で追加をさせていただいたわけであります。なお、支払い日は、最終日は少し混みますので、その前日、12 月 24 日に支払いを行うということで決めております。

その下、3目衛生費国庫補助金、説明欄の疾病予防対策事業費等国庫補助金は、厚生労働省の、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業でありまして、高齢者に対するPCR検査費用の補助を行うものであります。当市におきましては、介護保険施設に入所する方の事前検査費用として支給したいと考えております。

その下、5目教育費国庫補助金は、特別支援学校体育館修繕費の補助。

14款3項2目民生費委託金は、国民年金関係事務のシステム改修費に係る交付金。

15 款 1 項 1 目民生費県負担金は、説明欄の 3 つの項目について額の確定による増額であります。

めくっていただいて 14、15ページであります。2段目の 15 款 2 項 2 目民生費県補助金は、 難聴児補聴器購入費助成の助成対象者の見込みなどによる増額。その下、安心こども基金事 業県補助金は、常設保育園の例規整備等に係る補助。

17 款 1 項寄附金は、一般寄附金で 2 件、指定寄附金で 2 件、合わせて 4 件の 2 億 100 万円のご寄附を頂きました。

指定寄附金の松井利夫様は、9月補正で計上しました1億円に加えて2億円、合計3億円 ということになりますけれども、9月議会では準備不足で補正計上できなかったものであり ますが、条例改正と併せまして、今定例会で計上するものであります。

同じく指定寄附金の、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金は、株式会社プリンスホテル様から、環境貢献に関する事業のために、南魚沼のおいしい湧き水の売上1本につき1円を、令和2年度上半期分としてご寄附いただいたものであります。累計寄附額は1,222万4,786円という金額でございます。

18 款 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金と、2 目合併振興基金繰入金は、普通交付税の額が確定したことによる繰戻しでありまして、合わせて 2 億 4,000 万円の減であります。 その下、人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金 120 万円は、松井氏からの寄附を活用しまして、イノベーション人材育成のための活動拠点施設を整備するための経費。今、六日町駅の旧アートステーション部分を改修したいと考えております。

めくっていただいて 16、17ページ、20 款 4 項 5 目、1 節湯沢町広域行政受託事業収入は、 令和元年度決算の確定に伴います精算分。

20 款 5 項 2 目雑入の 1 節、総務雑入の自治総合センターコミュニティ助成事業交付金は、 移住定住事業に係るイベントの中止、あるいは八海太鼓の会に係る交付金の減などによる減 額。長寿社会づくりソフト事業交付金は、上田ふれあい祭りの中止による減。 5 節農林水産 雑入は、説明欄、過年度国県補助金等返還金、経営転換協力金に係る返還金であります。

21 款1項市債は、普通交付税の交付額決定に伴い、所要の整理を行ったものであります。 5目土木債は、財源確保が可能となったことから、交付税措置のない豪雪対策事業債を 4,110万円の皆減であります。

7目教育債の文化施設等整備事業債は、起債計画を出した後で、総務省から適債性――該 当にならないという判断がなされましたので、取り下げざるを得なくなったため減額するも ので、市民会館と池田美術館の改修経費であります。学校教育施設等整備事業債は、特別支援学校体育館修繕費の補助残について起債充当するものであります。

9目臨時財政対策債は、起債可能額が決定したことによる減額であります。市債の合計では7,380万円の減。

めくっていただいて18、19ページ、歳出であります。

2款1項総務管理費、1段目、1目一般管理費は、財源内訳の変更。2段目、6目財産管理費、説明欄の丸、庁舎管理費は、本庁舎換気ファンあるいは北分館エレベーターなどの修繕費。その下の丸、基金費、財政調整基金積立金は、普通交付税の額の確定に伴う調整分でありまして、この度の補正10号における収支差額5,000万円を積み増しするものであります。

7目企画費、説明欄丸、地域コミュニティ活性化事業費は、上田ふれあい祭りの中止によります減。その下の集落振興事業費は、申請を一旦しておりました八海太鼓の会の補助について、審査の結果、対象外ということになりましたので減額をするもの。その下の丸、移住・定住促進事業費は、各種イベント、それから支援事業等の中止に伴います減。

9目バス運行対策費、説明欄丸の通学バス等運行事業費は、大和、六日町地区に係る委託料でありまして、新型コロナウイルス感染症対策で3密回避のために増便したもの。これを3学期も継続するということで、増額しております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄丸、証明書コンビニ交付事業費の不用物品廃棄 委託料は3庁舎に今設置しておりますキオスク端末につきまして令和3年1月31日をもっ て撤去するということにしたもので、その作業委託料であります。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄丸、国民健康保険対策費(特別会計繰出金)は、基盤 安定繰入金等の額の確定によります、増であります。財政安定化支援事業は、交付額の確定 による減。出産育児一時金は、出生件数の増による、増であります。

20、21ページをご覧ください。 3款1項2目心身障がい福祉費、説明欄丸、心身障がい者助成事業費、及びその下の丸、障がい者自立支援事業費は、いずれも実績見込みによります、増額であります。

その下、3目老人福祉費、説明欄丸、介護保険対策費(特別会計繰出金)は、高額介護サービス費の増などに伴います、ルール分の介護給付費の増、及び人件費、システム改修経費の増であります。その下の丸、後期高齢者医療対策費(特別会計繰出金)は、システム改修費の増であります。

その下、5目国民年金事務費は、税制改正対応でシステム改修費の増、及び過年度国県補助金等返還金の増となっております。

その下、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、地下の非常口に一斉開錠ができるテンキースイッチを設置するという内容であります。

3款2項1目子育で支援費(児童福祉総務費)の説明欄丸、子ども家庭総合支援拠点事業費は、児童虐待等に対応する、子ども家庭総合支援拠点と、妊娠期から修学前まで保健師が手厚く関わります、子育で世代包括支援センターを合体した、新たな相談室を開設するため

の経費であります。専門職員を増員するほか、児童福祉と母子保健を一体的に運営すること で体制の強化を図ります。まだ、名称につきましては検討中でありますけれども、場所につ きましては、南分館の医師会事務室があるところを考えております。令和3年度に開設する ために必要な玄関、あるいは障がい者用トイレなどの改修費等を計上しております。

22、23ページであります。 3款 2 項 2 目児童措置費、説明欄丸、児童扶養手当支給事業費は、児童扶養手当と障害基礎年金の併給が可能になった――一緒に給付することが可能になったということに伴いますシステム改修費であります。その下の丸、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費は、歳入で説明したとおり、このたびの閣議決定によりまして、本年 8 月に支給した給付金を再度、年内に支給するというものであります。

その下、3目児童福祉施設費、説明欄丸、常設保育園管理運営費の修繕料は、暖房機などの修繕料。それから例規等整備業務委託料は、安心こども基金事業県補助金によります10分の10の補助でありまして、幼児教育・保育の無償化業務マニュアル作成業務委託料などであります。過年度国県補助金等返還金は、令和元年度決算によります国県負担金の精算分であります。

4款1項4目予防費、説明欄丸、予防対策事業費は、高齢者に対します新型コロナウイルス感染症検査費用補助金であります。歳入で説明しましたとおり、介護保険施設に入所する際に事前検査として実施するPCR検査費用の助成を行うものであります。1件2万円を考えておりまして、月に40件、4か月の計上であります。

その下、地域医療対策事業費は、医療のまちづくり事業の関連で、提言書に基づきます検討を行うため、ゆきぐに大和病院について基礎データ――これは改修が可能であるかどうか、あるいはそのためにはどのくらいの経費が必要かなどの、そういった基礎データを取得するためのコンサルティング業務委託料であります。

4款2項2目斎場管理費と、次の24、25ページ、4款3項1目清掃総務費、それから3項3目し尿塵芥処理施設費は、財源内訳の変更であります。

その下、4款4項1目上水道費、説明欄丸、上水道事業対策費(事業会計繰出金)、その他 基準外補助金は、独自支援策第2弾で実施しました水道料金基本料の2分の1減免、3か月 分の計上。消火栓新設工事等負担金は、国の繰入基準を見直しますと、一般会計が負担すべ きということになっておりまして、今までもそうだったのですけれども、今後はやはり会計 が苦しくなってきたということもありまして、消火栓移設工事等に要した費用は一般会計で 持とうということで、このたび増額をするものであります。

その下の下、6款1項3目農業振興費、説明欄丸の農地中間管理事業費は、前年度決算に 伴います過年度国県補助金等返還金。

めくっていただいて 26、27 ページ、7 款 1 項 2 目商工業振興費、説明欄丸、商工業振興一般経費は、松井利夫様から寄附をいただいた 2 億円を基金に積み立てるというもの。基金の名称は寄附者と協議の上、少し長いですけれども、記載のとおりの名称となりました。その下、イノベーション人材育成事業費は、歳入で申し上げた拠点整備に係る費用。

その下、3目観光振興費、説明欄丸、観光施設整備事業費は、越後三山森林公園の復旧に係る実施設計費をこれまで計上しておりましたけれども、砂防工事の補償料の範囲で行うということにしましたために、この部分は減額といたします。

その下の下、8款5項2目住環境整備事業費、説明欄丸、市営住宅管理費は、風呂釜あるいは給湯器などの修繕であります。

28、29ページをご覧ください。10 款 2 項 2 目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費の修繕料は経年劣化によります一般的な修繕の費用であります。除菌作業手数料は、本年 6 月 1 日からシルバー人材センターに委託して実施しております校舎の除菌作業につきまして3 学期も継続するための経費。その下の丸、小学校授業運営費、機械器具等設置工事費は、市長が提案理由で申し上げましたとおり、それぞれの学校に温水設備を設置するための経費。

その下、10 款 3 項 2 目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理一般経費の除菌作業手数料は、小学校費と同じ理由であります。その下、中学校授業運営費の機械器具等設置工事費は、小学校と同じ温水器の設置費用。

その下、10 款 4 項 2 目特別支援学校運営費、説明欄丸、特別支援学校授業運営費の機械器 具等設置工事費は、小・中学校と同じ温水器の設置費用。

その下、3目特別支援学校整備費、特別支援学校非構造部材耐震改修工事費は、国の追加補助内示を受けて実施するものでありまして、体育館天井の照明などの落下防止のための改修工事であります。

30から31ページ、14款1項1目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うものであります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、9月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、11月下旬までで15件、1,159万円であります。主な内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策関連では、修学旅行キャンセル料の補塡に177万円。それから飛沫防止シート、アルコール、サーマルカメラ、検温モニターなど、消耗品、備品等に304万円。それから熊出没対策関連でありますけれども、六日町小学校裏の河川周辺の除草作業――やぶの刈払いですけれども――これに89万円、捕獲するためのおりを追加で購入しまして、50万円など、139万円。その他、共通リフト券購入補助金の不足額に360万円等であります。

戻っていただきまして、6ページをご覧ください。第2表 継続費補正であります。3年間の継続費として実施しました、樋渡東西線道路改良事業の確定によりまして不用額を減額するものであります。最終年度で1億2,882万円を減額し、総額を13億317万円とするものであります。

7ページ、第3表 債務負担行為補正、通学バス運行事業について、年間、経常的に運行する通学バス等の業務委託について、運行開始の1か月前までに、運行計画等を陸運局に届出をしますと、陸運局が定める基準の約3割減で契約ができるという制度があります。この制度を円滑に利用できるようにするために、令和3年度の業務を、債務負担行為により2月

中の入札にしたいというものであります。額は昨年度よりも 1,000 万円増えて 9,000 万円という金額。

8ページであります。第4表 地方債補正であります。これは歳入の21款で説明を申し上げましたとおり、4つの起債について限度額を修正し、合計で7,380万円減の21億6,770万円としたいものであります。

戻っていただきまして 1 ページ、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 5 億 891 万 3,000 円を 追加しまして、総額を 403 億 9,630 万 4,000 円としたいものであります。

以上で、第109号議案の詳細説明を終わります。

**〇議** 長 質疑を行います。

11番·清塚武敏君。

**○清塚武敏君** 2点お願いいたします。23ページ、地域医療対策事業費であります。老朽 化に伴って大和病院の改修が可能かということを調査される予算だと説明がありました。ス ピード感を持たれると思いますが、一応、執行部側のほうの考えとしては、年度内までに調 査を終えられる考え方でおられるのか、その辺が1点です。

あと、28、29ページ、小学校授業運営費。中学校、特別支援学校も同じでありますが、温水器を設置していただくという市長のご判断で、これも非常にありがたい予算だと思っております。これは学校の児童数の規模とかには影響なく、均一というか、平等な設置になるのか。今後、これが好評であれば、また次年度等につなげていく考えを持っているのか。その2点をお願いしたいと思います。

**〇議 長** 福祉保健部長。

○福祉保健部長 23ページの地域医療対策事業費の調査委託料の部分でございますけれど も、こちらにつきましては、総務部長からの説明もありましたけれども、提言を受けて今後 検討を進めるに当たって、施設の基本的なデータを求めていくというものであります。その ための調査ですので、年度内に調査を終えて、今後の検討資料としていきたいと考えており ます。

以上です。

**〇議** 長 教育部長。

○教育部長 2点目のご質問の小学校授業運営費ほかの温水器のところでございますけれども、今現在、各学校には温水器がつけられている学校と、つけられていない学校、様々でございます。子供の数の割合にして多いところは、総合支援学校かと思っておりますし、また、掃除用のバケツにくむお湯が出るところはあるのですけれども、手を洗う温水器がついていないという学校もあります。その両方もないという学校もございまして、様々でございます。

今回につきましては、それらの不公平感といいますかをなくすために、子供たちの数に応じて温水器をつけたいと思っておりまして、次年度以降はどうするのかというお話もございましたが、ある程度今回で整備を終わらせたいという考えでおります。

以上でございます。

- **〇議** 長 11番・清塚武敏君。
- **○清塚武敏君** 1点目は分かりました。早く結果が出て、いい方向にいけばと思っています。

小学校、中学校、特別支援学校は施設、学校等によって違いがあるということであります。 前に伺ったかも分かりませんが、低学年を中心にという考え方だという話もあった気がした のですけれども、やはり高学年でも冬期間の水というのは冷たいという思いが私もあると思 います。その辺では低学年が優先になるという考えをお持ちだと思いますが、やはり中には どうしてもお湯のほうを求めて来るということも予想されます。その辺のほうは学校側とし てちょうどよくというか、子供たちが理解していくような手当ても考えていられるのか。些 細な質問ですが、お願いしたいと思います。

## 〇議 長 教育部長。

**〇教育部長** 議員のおっしゃるとおりで、低学年のほうから整備をしたいとは考えておりますけれども、学校の形とか給湯器の場所とかもございますので、よく相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

# **〇議** 長 20番・塩谷寿雄君。

**○塩谷寿雄君** 2点お伺いします。19ページの出産育児一時金が増えて、単に出産で子供が増えたというだけの理由なのか、新型コロナウイルス感染症の影響で社会保険から国民健康保険にきて、またお金が増えたということなのか。その辺が分かったら教えていただきたいと思います。

もう1点が、先ほども議員が言われましたけれども、29 ページのほう、小学校と中学校の 温水器でございます。時期は冬休みに整備しようと考えているのか。時期の対応で一気にで きるものなのか、どれぐらいの期間を考えているのかを教えていただきたいのと、発注の仕 方として学校教育課が主導となって何社ぐらいに。学校は結構、塩沢から大和までだとかな りの地域がありますけれども、どういうふうな業者の選定をされるのかが分かったら教えて いただきたいと思います。

#### **〇議** 長 市民生活部長。

○市民生活部長 19ページの出産育児一時金のことです。こちらは次の国民健康保険特別会計の補正予算のほうへの繰り出しになりますので、そちらのほうで国民健康保険特別会計の中でのという限定になりますので、市内全体の子供の数ということではまずない。国民健康保険の中でのということになりますので、まずそこの前提があるのですが、国民健康保険の会計のほうで今年度の予算を盛る時点──大体、前年の今頃ですけれども、前年のときの執行状況が芳しくなかったというか、前年に出産の数が少なかったもので、そのために、令和2年度の予算を少なめに盛った形になっておりました。ところが出産の件数が前年よりもやや多いぐらいの推移をしておるために、大幅に足らなくなったというところを補正したいということの表れであります。

以上です。

## 〇議 長 教育部長。

○教育部長 29ページの温水器の件でございますけれども、1点目はスケジュールということでございますが、私どももなるべく早く取り付けたいとは考えております。ただ、学校によって電気がいいのか、ガスがいいのか、あるいは灯油がいいのかという、いろいろな種類が考えられるかと思います。各学校、調査はさせていただいておりますけれども、また今日の予算をご決定いただいた後に、正式にその辺のところを詰めていきたいと思っています。その中で1点、分かっていることは、電気式の温水器が非常に今、品薄になっているということを聞いております。なので、その辺の確保状況もこれから詳細を詰めてまいりたいと考えております。冬休み中に全てができるという状況になるのかどうかはいささか不透明でございます。

また、発注についてでございますが、まだ予算が確定されていませんので、どのような発 注の仕方になるかというのはまだ分かりませんけれども、それぞれの学校の形態に応じて、 公平な発注になるように心がけてまいりたいと思っております。

# **〇議** 長 20番・塩谷寿雄君。

**○塩谷寿雄君** 市民生活部長、新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、最初の読みが 甘かったということでよろしかったでしょうか……はい、分かりました。では、そちらはい いです。

学校のことですけれども、今日でも大分白いものが降ってきています。市長もやはりこういうことであれば、私はこの予算を専決でやっても、なるべく早く――休みではなくても多分、給湯器とかであれば入れられるのではないかと思います。議題には載っていますけれども、こういうのは子供の、もうこの時期ですから、やはり専決でやってなるべく早く全部が設置できればよかったと思っております。その点についてお答えいただきたい。

各学校の形態にとおっしゃったのですけれども、なかなか学校教育課が全体を見て発注すると時間がかかるので、やはり学校単位で、集落にはそういう電気屋さんや設備屋さんはいっぱいありますので、そうやられたほうがスピーディーになるのかと思いますし、予算のほうも安く早く上がるのかと思います。その辺、トイレもそうですけれども、そういう形態でやっていかないと、なかなかこれがどんどん前に進まない事業になっては困ると思うのですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

#### 〇議 長 教育部長。

**〇教育部長** ありがとうございます。議員のおっしゃるようにスピード感というのが大事だと思います。地域の業者さんというお話もございましたので、その辺も十分検討してまいりたいと思っております。

専決、あとは定例会ということで、非常に迷ったのですけれども、このたびは正式にお諮りするという形にさせていただきました。ご了解いただきたいと思います。

#### **〇議 長** 1番・大平剛君。

**○大平 剛君** 1点、お願いします。27ページ、商工業振興一般経費のところで、人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金積立金のところですが、人材育成に関しては、ある程度私もいろいろ議論を経て分かったのですけれども、リゾートオフィス及び田園都市構想という部分でどういうことをやられるのか。もう構想があるのだったら、お聞かせ願いたいと思います。

#### 

**○産業振興部長** 当初、松井様からご寄附を頂いたときに、かなり詳細について指示を頂いております。具体的にと言いますと、非常に長くなるのですけれども、やはり人材育成。ここに I ターンの方も導いた中で人材育成も開いていくという形がベースになっております。また、詳細につきまして、資料等が必要であれば、議会のほうにもお示ししようと思っております。産業建設委員会等、担当委員会のほうに初めにお配りさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

# **〇議** 長 14番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** 3点お願いいたします。まず7ページですけれども、通学バス運行事業ということで、債務負担行為ということで 9,000 万円です。これは通学バス運行事業ということですが、予算を見ますと運行手数料と委託料、両方あるのですけれども、これら両方合わせて、この2年間の負担行為が3割減になるということですけれども、9,000 万円ということなのか。それとも委託料とか手数料とか、そのどちらかということなのか。その内訳といいますかを教えていただきたい。

そして、17ページですけれども、説明ありまして、一番下の臨時財政対策債です。これは 交付税が増額といいますか、最終的に決まったので、説明では不用の分を落としたというこ とですけれども、財政運営が間に合って落としたのか、それとも落として許可額、限度の額 になったのかというところを教えていただきたい。

もう1点が21ページです。一番下ですけれども、子ども家庭総合支援拠点事業ということで、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター。児童福祉、要支援・要保護児童、その辺が特に中心的な児童福祉と、そしてまた母子保健を一体的に施設整備しながらやるということです。福祉と保健を一緒にやるのは非常にいいのですけれども、来年の4月から始まるのですが、体制ですよね。ここを整備しながら、体制的には両方の職種の方々がセンターに常駐してこの事業を行う考え方なのか。まだ来年の事業のことなので、詳細は決まっていないのかもしれませんけれども、考え方を教えていただきたい。

#### 〇議 長 教育部長。

**〇教育部長** 1点目のご質問の通学バスの件でございますが、第3表の債務負担行為補正の 9,000 万円につきましては、貸切りバスの年間契約について年間契約特例の利用という部分でございますので、委託料のみの部分ということでございます。

#### 〇議 長 財政課長。

**○財政課長** 2点目のご質問の臨時財政対策債の関係でありますが、こちらにつきまして

は、交付税の確定に伴いまして、基準財政収入額と基準財政需要額の差額の部分が措置される分でありますが、交付税に伴って臨時財政対策債の発行可能額が確定したということで、 それに合わせた上限額に補正したという内容であります。

以上です。

以上です。

# **〇議** 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 21 ページ、子ども家庭総合支援拠点事業についてです。こちらにつきましては、今まで母子手帳の発行の際には市民センターで発行する場合もありましたし、様々でした。今後は国のほうのこの事業の指導もありまして、必ず保健師が面談をした中で発行していくという形になります。そういった部分も踏まえまして、人員配置的なものも検討しております。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、両方の機能を持たせるために保健師、保育士、社会福祉士、あと、今、子育て支援課のほうの虐待関係で当たっていただいております家庭相談員の方、こういった方々を同じ事務所の中で情報を共有しながら、妊娠期から子育て世代までの相談に当たっていく組織体制と考えております。

**〇議** 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほどお願いしたいと思います。19 ページの通学バスの増便に関する576万円であります。3密を防ぐために増便ということでありましたが、業者のほうへ委託をしてこれだけ増えたということなのか。大和、六日町地域のほうで直営でやっている通学バスがありますけれども。具体名はいいですけれども、委託でやって恐らくこれだけ増えるというのだけれども、週で何便、毎日ですけれども、何便増やしてこれだけになるかというところの内容を教えていただきたい。

それから、今、同僚議員からありました 21 ページの子ども家庭総合支援拠点事業費の 1,554 万円の拠点整備でありますけれども、児童虐待ということで保健所のほうに児童相談所がございます。それと機能分担ということでやるのか、あるいはまず第一線でいくと、市のほうが一番になるというところで受けるのかという、保健所のほうの児童相談所との役割分担です。それがどのようになるのかを教えていただきたい。

それから、27ページのイノベーション人材拠点育成事業費の設計業務委託料 120 万円ですけれども、今現在、六日町駅のアートステーションは指定管理ということで、六日町観光協会のほうに維持管理といいますかをお願いして、そこに今、事務所が入っているわけです。そこを今度いろいろな面で拠点化していくとなると、今度、指定管理ではなくてイノベーションの人材育成センターといいますか、そこらがやるという方向でやるのか。あるいは一緒にすみ分けをして半分ずつやるのかという、そこら辺のほうの流れです。その3点をお願いします。

#### 〇議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の通学バスの件でございますが、新型コロナウイルス感染症対策ということで1学期の途中から通学バスの増便をさせていただきました。大和中学校の路線バス

が 2 か所、八海中学校の路線バスが 1 か所ということで、この 3 か所を引き続き 3 学期も継続したいということでございます。

# **〇議** 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 21 ページの子ども家庭総合支援拠点の関係でございますが、児童相談所との関係でございますけれども、現在も子育て支援課のほうには、要保護児童対策地域協議会――要対協という組織がありまして、まず市のほうでそういった市民からの情報提供を頂いた中で検討して虐待に当たるのかどうか、そういった調査を行っています。また、その中で一時保護が必要になる措置が必要になった場合には、児童相談所のほうにつなぐという形をとっております。今後新しい組織ができたとしても、その部分は堅持した中で、より市民の方々からの相談窓口として、一本化して丁寧な相談に当たっていく形での組織と捉えております。

以上です。

# **〇議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 六日町駅内の拠点設備ですが、今の観光協会のある場所の反対側のところ、そこら辺を拠点とする案で、ギャラリーは約 150 平米ある中の改造になります。寺口議員のおっしゃる、どういう管理の仕方ということでありますが、仮の部分がありますけれども、設置者は当然南魚沼市であります。南魚沼市が管理者の主となり、副を南魚沼市観光協会。それから運営側のほうは、今、仮で想定しておるのが、主となるものが南魚沼市まちづくり推進機構、そして副として――これも仮でありますが、起業家育成組織という形で運営する予定としております。

以上です。

#### **〇議** 長 15番・寺口友彦君。

**〇寺口友彦君** 通学バスについては了解しました。

子ども家庭相談のほうでありますけれども、現在行っている体制を、ほぼ保健所の関係はなるというのは分かりました。要は虐待であるということは、プライバシーに関係するもので非常に微妙な問題があって、表に出てくるというのがなかなかないものだということがあったのだけれども、こういう体制をとることによって、そういう微妙な問題であっても、早めに虐待とかというところを察知してやるということが本当に可能なのかどうか。なかなか学校現場でも難しいものがありますし、保育園でもなかなか難しいものがある。こういう体制をとることによって、速やかに対応ができるか疑問だと思うのだけれども、そこは福祉保健部としてはどう考えているのか。

3番目のほうのイノベーション人材育成事業費のほうであります。南魚沼市まちづくり推 進機構ということで、今年度で地方創生交付金を使った事業が一応終了して、来年度からど うするかという部分を含めているのだけれども、もう既に担当のほうの部とすると、南魚沼 市まちづくり推進機構を使ってこういうのをやっていくという青写真を描いているのだとす るのであれば、それは担当の産業建設委員会等に速やかに説明があると思うのだけれども、 そこら辺の説明というのはどう考えているのか。

## **〇議** 長 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** 子ども家庭総合支援拠点の中での活用の考え方ですけれども、虐待を発見する一番の大きなところは、地域の方々からの通報であったり、あと保育園、学校で、お子さん方の中で異常行動ですとか、あざがあったとか、そういったところを見ていただいた中で報告をいただいて、虐待に当たるのかどうかというのを調査していくという事案が多いかと思います。

ただ、そのほかにも例えば妊娠期の状態から妊婦の方の様子が――この人が育児に当たるのは大変なのかとか、そういったところを発見してネグレクト的なところを早期に見つけるということも可能なわけです。そういった部分を含めますと、妊娠期から子育て世代までを一括、同じところの相談窓口を1つにしていくというところのメリットはあるかと思います。また、保護者の方にしてみましても、どういった部分に相談に行ったらいいのか、どの時点で相談したらいいのかというところも含めて、市の子育て支援の相談窓口はここ一本になるのだというのが分かると、そういった不安がある場合に、ここに駆けつけてもらえる。そういった場所になっていくことによって、虐待そのものを事前に、未然に防ぐ、そういったものには効果があるものと考えております。

#### **〇議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 寺口議員のおっしゃるとおり、産業建設委員会、担当常任委員会ありますので、お知らせするタイミングというのは常に図っております。先ほど大平議員のときも答弁いたしましたが、かなり細かい指示が来ております。そこで前回、議会でもお示しできなかった部分というのは、今回、庁内横断的にやる部分が非常に出てきますので、どうしても確定していない部分が多くございます。そこをどの部分までいったら案という形で出せるのか、そこら辺を精査した中で、早い段階で産業建設委員会を通して議会、皆さんのほうにお知らせする形をとりたいと思います。

以上です。

# **〇議** 長 15番・寺口友彦君。

**〇寺口友彦君** 相談センターのほうの話ですけれども、前々から今の親御さんたち、スマホ時代でありますから、スマホを利用した情報提供だったり、相談体制が非常に大事だと。 デジタル化に向けても、こういったところを当然、改善されていくものだと思っていますけれども、これについての考えをお伺いします。

それから、南魚沼市まちづくり推進機構、MMDOの部分でありますけれども、ふるさと納税の返礼品のほうの事務手続をするというところも、ここはやっているわけです。そうするとイノベーション人材育成ということになると、本当にここが拠点センターとしての機能を発揮するについては、またさらに人材を、今度は事務局としての人材を見つけるということが非常に大事になってくると思うのだけれども、その辺については、担当部はどのように考えているのか。

# **〇議** 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 子ども家庭総合支援拠点の関係ですけれども、議員のほうから今スマートフォンを使った案内ですとか、情報提供というふうなお話がありました。現在も全てではないのですけれども、そういったところをやっている部分があります。今後も情報提供──例えば予防接種の時期が来ているのですよとか、そういったものの情報提供については、有効に使えるものと思っておりますので、そういったところでの活用を考えていきたいと思います。

それと加えて、今まで子育て支援課と保健課でやっていた人数が合わさりますので、相談に当たる人数、人員も大勢確保できますので、非常時にはそこに対して重点的に対応できるということもメリットの1つと考えております。そういった人員が増える、またスマートフォン的なものを活用した中でより効果的な運営をする、そういったものを今後、開設までの間に詰めていきたいと考えております。

以上です。

#### 

**○産業振興部長** 南魚沼市まちづくり推進機構のほうに人材育成が、というご質問だと思いますが、この部分に関して南魚沼市まちづくり推進機構のほうに人材育成を委託するということではなくて、この拠点の運営をしていただくという形であります。主な部分がそこの運営者として行っていただくということでありますので、人材育成を南魚沼市まちづくり推進機構に委託するという部分ではありません。そこら辺はすみ分けが必要かとは思っております。

以上です。

#### **〇議** 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 19 ページの地域コミュニティ活性化事業についてお聞きいたしますが、地域イベント事業、上田ふれあい祭りは今回中止になりました。それと下の移住・定住促進事業費のイベントもかなり中止になって、それぞれそういったイベントには、特に上田ふれあい祭りについては、正直なところ我々の地域にとっては長年祭りをしている中で、非常に盛り上がる祭りと思っていたのですけれども、こういったコロナ禍でもって今はやむを得ないと思うのですけれども、今後こういった事業は新型コロナウイルス感染症が収束した場合、どのように考えているのか。我々とすれば、やはりこういった地域事業や移住定住のそういったイベント事業は本当に大事な事業でありますので、継続していただきたいのです。ただ、こういった問題が長引くということになると、なかなか開催するということは非常に厳しいのですけれども、そういった収束した場合はどのように考えているのか、その点について聞かせていただければと思っています。

#### 〇議 長 総務部長。

○総務部長 軒並み今、中止、延期になってしまいまして、本当に寂しい限りであります。 我々もそれでいいとは思っておりません。早急に何らかの方法で対策を取って、縮小してで も開催ができるのであれば、私はそういう方向も考えていくべきだろうと思います。何でもかんでもみんな中止するのが、本当にいいのかどうかということは疑問に思ったりもします。ただ、安全を考えれば、やはり主催者としては中止を決定せざるを得ないと。非常に苦しい場面だろうと思いますけれども、収束した以降につきましては、可能な限りこれは継続、あるいはまた復活していただきたいという望みがございます。

以上です。

**〇議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第109号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

**〇議 長** ここで休憩といたします。再開を2時40分といたします。

[午後2時29分]

[午後2時40分]

○議 長 日程第13、第110号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 市長。

**○市 長** それでは、第 110 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正 予算(第 2 号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金の額の確定及び出産育児一時金の支給見込件数の増加などによるものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、一般会計繰入金を 1,145 万円増額し、歳出では、 出産育児一時金 924 万円及び保健衛生普及費 8 万円をそれぞれ増額し、残余を予備費に 213 万円計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ 1,145 万 8,000 円を追加し、総額を 56 億 7,662 万 9,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、 決定をいただきますようお願いいたします。

## **〇議** 長 市民生活部長。

**〇市民生活部長** それでは、事項別明細書で詳細のほうを説明させていただきます。

8ページ、9ページ、歳入のほうをご覧ください。6款1項1目一般会計繰入金、1,145万円の増額。1節保険基盤安定繰入金は、合わせて848万円の増で、説明欄の2項目は、それぞれ算定に基づく繰入額確定によるものです。

2節その他一般会計繰入金、297万円の増。説明欄、出産育児一時金繰入金は22件分として616万円を増額するものです。当初予算では20件分を計上しておりました。見込みにより不足とされるものです。財政安定化支援事業繰入金の318万円減は、こちらも繰入額の確定によるものです。

10ページ、11ページ、歳出のほうをご覧ください。2款4項1目出産育児一時金、924万円の増額。歳入で説明しましたとおり、42万円を上限としまして22件分となります。当初予算作成時には、令和元年度予算の執行見込みが少ない件数で推移していたことから、令和2年度予算での計上を少なめにしたことにより、不足が見込まれることとなったものです。

4款2項1目保健衛生普及費、説明欄の丸、医療費通知事業、8万円の増額です。令和3年2月に発送予定の医療費通知が、当初より500件程度増加する見込みであることから、郵送料及び国民健康保険連合会への作成委託料をそれぞれ増額するものです。

8款の予備費につきましては、以上の繰入額等の差額を予備費に計上するものであります。 以上で、説明を終わります。

**〇議 長** 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 11ページの出産育児一時金の件で、私が聞き手の粗相で恐縮ですけれども、確認したいのですが。22件分というのは分かったのですけれども、説明の後で8万円、保健衛生普及費という部分をおっしゃったかと思います。この意味がよく分からないので、詳細をお聞かせいただきたいという部分。

それと、当市の希望出生率、前にも聞いていますけれども、実際的に基本的な部分をまだ 私は聞いておりませんが、出生率はどうなっているのかを確認の意味でお聞かせいただきた いと思っています。

# **〇議** 長 市民生活部長。

○市民生活部長 すみません、1点目のほう、説明が走り走りで。10ページ、11ページの3段目の保健事業費の中の医療費通知事業8万7,000円の増額、この部分でありますが、こちらのほうは、それぞれ国民健康保険の被保険者の皆さんに確定申告等でお使いする医療費がどれだけだったかということを通知させていただくものです。その部分を合計7,000件くらいと見込んでおったのですが、500件程度不足する見込みだということが分かりまして、その部分の国民健康保険連合会への作成の委託、それと郵送の料金と、こちらのほうを今回補正させていただくものになります。

#### **〇議 長** 福祉保健部長。

○福祉保健部長 後段のほうの出生率というお話がありました。率でのご説明はあれですが、令和元年度の出生数で申し上げますと、正確なところの数字が今手元にないのであれですが、330人ほどが令和元年度の出生数だったと思います。この数字は前年度に比較しまして20%弱の落ち込み、非常に大幅な減だったということで、どういった対応が必要なのかを考えたところでもありました。令和2年度の関係ですけれども、前半、半年終了、またその後の母子手帳の発行状況等を見たところでは、前年330人よりは多くなる、350人ほどの出生数にはなるだろうとは思っております。その後、細かい数字のところまでは現段階ではつかんでいないという状況になります。

以上です。

**〇議 長** 16番・中沢一博君。

**〇中沢一博君** 8万円の件は了解しました。私の勘違いで大変失礼いたしました。すみません。

次の出産育児一時金の件でありますけれども、これだけ今、少子化と言われている中で、 希望出生率が今は出せないというのは、はっきり言って担当課はどういうことですか。私も 何逼も言っているのですよ、これは。そのときにすぐこの数字が出てこない、そんな認識で すか。もう一度お聞かせください。

**〇議** 長 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** 今ほど説明したとおり、細かい数字のところまでは、私の今、手元には 持ってきておりません。申し訳ありません。

**〇議** 長 16番・中沢一博君。

**〇中沢一博君** 今現在のは結構です。でも、希望出生率ぐらいは分かるでしょう、もう一度お願いします。分からなかったら、もう一度再度質問いたします。

O議 長 今、計算していると思います。

16番・中沢一博君。

**〇中沢一博君** 正直のところ、今すぐに・・・急にしたわけですけれども、これだけ少子化と言われている中で、市長自身が、これだけ少子化という部分で、選挙でもあれだけ訴えてきたことを考えたときに、こういう数字がすぐ出てこないという担当部署の意識の甘さというものを私は感じます。予算だって当初の予算で20件ということですよね。今それに22件プラスした、私はそれに関してはいいと思っています。すごくありがたいと思っています。

だけれども、希望出生率というのはどこにおいて、それはきちんと持った中で予算を組み、 どうしていくかというのが、先ほど出た子供だとか、支援センターだとか、包括センター、 全部つながってくるのではないですか。その基本がしっかりしていなくてどうやって進めて いくのですか。お聞かせください。

〇議 長 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** 希望出生率といった場合になりますと、市というよりも国そのもののほうで定めている数字は1.8、そういった数字があるかと思います。あと市のほうで合計特殊出

生率ということで、統計上計算されて具体的に示されている実際の数字としましては、1.42、1.43というところで動いているかと思います。その数字は新潟県内の県の平均ともほぼ一致しているという状況、同じ数字の中で動いておりますので、私どものほうも市の出生数そのものが、出生率、合計特殊出生率もほかの地域に比べて特に低い、特に高いという位置づけにはないのかなとは捉えております。ですので、今後の政策においても、この数字を上げていく。そのためにはどうしたらいいのかというのは、担当課だけではなく全体を通して考えていきたいとは考えております。

〔「もう1回どうしても……」と叫ぶ者あり〕

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第110号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会 計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第14、第111号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **○市** 長 それでは、第 111 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第 2 号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度分の個人所得課税の見直しに伴い、後期高齢者医療保険制度の保険料に係る所得・課税情報について、システム改修が必要となることから計上するものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、一般会計繰入金124万円及び国庫補助金30万円をそれぞれ増額し、歳出では、一般管理費の委託料を155万円増額するものであります。

以上により、歳入歳出予算に、それぞれ 155 万円を追加し、総額を 6 億 786 万 3,000 円と したいものであります。

よろしくご審議いただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。

# **〇議** 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**〇議** 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

O議 長 採決いたします。第 111 号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第15、第112号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算 (第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 市長。
- **〇市** 長 それでは、第 112 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総務費の委託料の増、保険給付費の事業量見込みによる増などを計上するものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、総務費のシステム改修業務委託料を 442 万円、保 険給付費では高額介護サービス費の増により 1,058 万円を増額、地域支援事業費では 30 万円 を減額するものであります。

歳入では、介護認定審査に係る過年度湯沢町委託負担金の精算による減のほか、歳出で増額となりました保険給付費の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を、それぞれルールに基づく負担割合により増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ 2,170 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 68 億 5,145 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、 決定をいただきますようにお願いいたします。

- **〇議 長** 福祉保健部長。
- ○福祉保健部長 それでは、詳細につきまして事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入になります。最初の表、2款1項1目認定審査会負担金は、介護認定審査に係る 事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金から、令和元年度分を実績精算によ り18万円減額するものです。

次の表、4款1項1目介護給付費負担金の211万円は、歳出の2款保険給付費1,058万円 増額分に負担率20%を乗じて得た額であります。

次の表、4款2項1目調整交付金の63万円は、先ほどと同様に、保険給付費増額分に調整率5.97%を乗じて得た額であります。

2 段目、3 目地域支援事業交付金(包括的支援事業及び任意事業)の39 万円減は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費の減額による補助金の減です。

3段目、4目保険者機能強化推進交付金の87万円減は、平成30年度から新たに設けられたもので、国からの今年度分の内示額による減です。

4段目、5目介護保険事業費補助金の170万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金であります。

最後の段、6目介護保険保険者努力支援交付金の759万円は、今年度から新たに設けられたもので、介護予防・健康づくり等に資する市町村の取組に対して、保険者機能強化推進交付金と同様に達成状況を評価できるよう指標を設定し、得点に応じて交付金が交付されるもので、国より今年度分の内示があり皆増となっております。

最後の表、5款1項1目介護給付費交付金の285万円は、歳出の2款保険給付費増額分に 負担率27%を乗じて得た額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。最初の表、6款1項1目介護給付費負担金の132万円は、先ほど同様に保険給付費増額分に負担率12.5%を乗じたもの。

次の表、2項2目地域支援事業交付金(包括的支援事業及び任意事業)の19万円減は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費の減額による補助金の減によるものです。

2段目、3目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(介護分)の5万円は、サービス利用者へのサービス利用再開支援に対する補助金であります。居宅介護支援事業者が、新型コロナウイルス感染症の予防等の理由で、在宅サービス利用の一時休止中の利用者に対して、健康状態ですとか、生活ぶりの確認をした際に支給されるものでございます。

次の表、8款1項1目介護給付費繰入金の132万円は、歳出の2款保険給付費の増額分に 負担率12.5%を乗じて得た額でございます。

2段目、3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業及び任意事業)の19万円減は、先ほど説明いたしました6款2項2目と同様の理由によるものでございます。

最後の段、4目その他一般会計繰入金の303万円は、人件費繰入金で職員手当等の増の見込みによる12万円の増と、事務費繰入金は、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の繰入金272万円と介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、実績精算により18万円減額になったことに対する繰入れでございます。

最後の表、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金の233万円は、歳出で増額となりました保険給付費のうち国県等の負担金、交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分について、基金を取り崩して補塡するものであります。

12、13ページをお願いいたします。10款2項3目雑入の地域支援事業雑入は、食の自立支援事業の配食サービスの実費徴収金で、食数の増による合計58万円の増です。

次に 14、15 ページの歳出でございます。最初の表、1 款 1 項 1 目一般管理費、説明欄丸、 運営費のシステム改修業務委託料 442 万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託 料の増に伴うものでございます。

次の表、2款3項1目高額介護サービス費、説明欄丸、高額介護サービス費1,058万円は、 給付実績の増に伴う増額で、1か月の介護サービス料が一定額以上になった場合、その超え た分を支給するものでございます。

次の表と最後の表につきましては、表中の補正額の財源内訳欄、一般財源を減額し、保険 者機能強化推進交付金を財源としたもので、国県支出金に振り替えたものでございます。

16、17ページをお願いいたします。3款3項1目総合相談事業費と5目認知症総合支援事業費から、最後の段、8目地域ケア会議事業費は、先ほどの説明と同様に、表中の補正額の財源内訳欄、一般財源を減額し、保険者機能強化推進交付金を財源としたもので、国県支出金に振り替えたものでございます。

3段目、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、先ほどの説明と同様で、表中の補正額の財源内訳欄、一般財源を減額し、ここでは、介護保険保険者努力支援交付金を 国県支出金へ振り替えたものでございます。

段を戻っていただきまして、2段目、2目権利擁護事業費の説明欄丸、権利擁護事業費の 172万円減は、人件費の減額によるものでございます。

4段目、4目任意事業費の説明欄丸、その他事業費 141 万円は、配食サービスの食数の増加に伴う増額でございます。

18、19ページをお願いいたします。最初の表、5項1目審査支払手数料は、表中の補正額の財源内訳欄、一般財源を減額し、保険者機能強化推進交付金を財源として国県支出金に振り替えたものでございます。

最後の表、5款1項1目介護給付費準備基金積立金、説明欄丸、介護給付費準備基金積立金 695 万円は、事業費の実績見込みにより財源調整し、準備基金積立金に増額計上するものでございます。

詳細説明は以上になります。

O議 長 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

**〇中沢一博君** 9ページの介護保険保険者努力支援交付金という部分でお聞かせいただきたいと思います。何が原因かという部分で私は思っていたのですけれども、健康づくりに取り組むという部分で保険者努力支援交付金が増額になったというところであります。具体的に健康づくりの何がこうしてこのような増額になったのか、今後のために大事な部分かと思います。ぜひ、どのような分析をされているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

#### **〇議** 長 介護保険課長。

○介護保険課長 部長からも説明がありましたように、今年度から始まった補助金でありまして、健康の取組という箇所でいきますと、うちのほうでいう介護予防、それから日常生活の支援というところに該当いたします。体操等の通いの場合の 65 歳以上の参加率だとか、介護予防、保健事業への一体的実施、それから介護予防の場合のリハビリテーション専門職の関与ということで、こちらのほうの事業等に参加いたしまして参加率等を考慮した中で、国のほうで定めた点数に基づいてうちのほうで点数化したものを国に報告いたしまして、最終的に先ほど部長から説明をした金額が今回内示としてあったという内容でございます。以上です。

## **〇議** 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15ページのシステム改修業務委託料に関連して確認したいと思っています。 私どもの情報でいきますと、10 月 22 日の厚生労働省の通知が出ているそうでありまして、 要支援の方が要介護になってもそのまま市の総合事業の対象とされると、弾力的な運用ということでなっているようであります。本来、法改正を行わなければならないものを厚生労働省の通知で、省令改正でやっているという話があります。非常に介護保険が今どんどん削られて、要支援から始まっているわけでありますけれども、そういった市の総合事業という形で、そこに荷がかかってくる形になっているやに私は見ているのです。介護保険制度の本来の形が曖昧になっている感じがするということですが、担当者としてはどういった感覚で捉えておられますか。

#### **〇議** 長 介護保険課長。

**○介護保険課長** 議員から先ほどお話がありましたように、うちのほうでは今のシステム 改修につきましては、今年の9月30日に、国から新潟県を通じてシステム改修については補 助金のほうの交付をいたします、ということで内示の文書が届きました。うちのほうで具体 的にどのようなシステム改修をするかということでありますけれども、議員のほうで少し話 がありましたように、要介護認定を受けたものに対する総合事業へということであります。 要介護認定を受けた方の総合事業の利用の弾力化というので、それのシステム改修のほうに 乗っかっております。

あと、そのほかにも今回は、今、有効期間が最長 36 か月――認定の有効期間でありますけれども、36 か月というのを今度は弾力的に 48 か月に変更、改正という話も来ております。あとそのほかにも税制改正によるというもので、そういうのが含まれて今回の補正の金額になっております。

議員から指摘がありましたように、今、総合事業と要介護の、いわゆる要支援と要介護の認定者のところが曖昧になっているのではないかという話でありました。私ども担当課といたしましては、今については要支援者に対してきちんと総合事業の中で給付を見ているということと、それから要支援者の中でも従来の通所介護、それから訪問介護につきましても、要支援の総合事業の中では――例えば通所介護であれば、今までの通いのところでありますけれども、今総合事業の中では基準を緩和した筋力アップ教室というのがありますが、要支

援の中でもやはり筋力アップ教室では、とてもそのサービスの中では向いてはいないという ことであれば、従来の通所介護のところで、私どもはそれの利用を妨げるものではありませ ん。

担当課といたしましては、その辺のきちんと区分けといいますか、総合事業の部分と、あ とは通常の介護事業の部分については曖昧ということの認識は、今のところ全然持っており ません。

以上です。

- **〇議** 長 13番・岡村雅夫君。
- ○岡村雅夫君 現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、と。要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要だと、こういう意見になっている。ということは、なるべく介護保険で取り上げないで、総合事業で慣れたところに行っていなさいよというように、私がこの文書を読むととれるのです。ですから、そういうのは現場からやはりもう少しきちんとして、曖昧ではない形で法律にのっとってやったらどうですかという話があるべきではないかと思うのですけれども、その点はどう捉えられているか、ひとつお聞きします。

# **〇議** 長 介護保険課長。

○介護保険課長 先ほど説明させていただいたように、要支援の認定を受けた方については、選択肢が2つあるといいますか、選択肢のまず1つとすると、基準を緩和いたしました筋力アップ教室です。これは送り迎えが当然ついているのですけれども、半日、事業所のほうに参加していただいて、そこで筋力の衰えを抑えるといいますか、筋力アップも兼ねてやっていただくというのが、うちのほうで通称Aというサービスの事業であります。

これについては当然のことながら、うちのほうでサービスの担当者会議的なものを開きまして、本当に筋力アップ教室でいいのでしょうかというので検討させていただいております。したがって、とても筋力アップ教室のサービスでは駄目だね、ということであれば、今までもありました通常の通所介護ということで、そういう選択肢もできます。うちのほうでその辺のところはその人に見合ったサービスの提供ということで考えて、今も当然それをやっておりますので、その辺はまた今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

- **〇議** 長 13番・岡村雅夫君。
- ○岡村雅夫君 今は要支援の方ですよね。要介護認定を受けた方、要するにだんだん重度になってきている方を今までどおり総合事業で拾っていきなさいということになると、そこにはものすごい負荷がかかってきます。ですから、法律をきちんと運用できるよう、要するに法律で拾うという形で、介護保険で拾うという形にし、そしてそっちのメニューを増やしていったほうがいいのではないかと、こういう話に私はなると思うのです。

そういったことが何の矛盾も感じないということであると、私どもの情報が嘘だということになってしまうのですが。私はそうではなくて、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、要するに裏を返せばメニューがありませんので、総合事業のほうでやっててくださいとも解釈できるのです、状況に応じては。その辺をどう考えているかということをお聞きしているのですけれども、要支援の方のことは分かります。要介護ということは、認定を受けたということはそれだけ重度になってきているということでありますので、その辺をもう一度お聞きします。

- **〇議 長** 介護保険課長。
- **○介護保険課長** 要介護の認定者の方のサービスの利用についてということでありますけれども、私どもも、その辺は要支援の結果の出た方、それから要介護の認定、いわゆる結果が出た方につきましては、きちんとその方々の要望を確認した中で、サービスにつながるように、今後も継続してまいりたいと思っております。

ただ、国のほうも、今のところきちんとした制度的なものについて、まだこちらのほうに連絡が来ておりません。またその辺のところに関しては精査した中で、担当の中で協議をしてサービス利用の制限がかからないように、こちらのほうもきちんと制度の運用について行ってまいりたいと思います。

以上です。

**〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議** 長 採決いたします。第 112 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計補 正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と叫ぶ者あり] [「異議なし」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定すること に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第16、第113号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **○市 長** それでは、第 113 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第

1号) につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による経済対策として実施した6月から8月使用分の3か月間の基本料金の減免措置により減収となった水道料金等を減額補正するとともに、減収となった額について一般会計からの繰入金を増額補正いたしました。また、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費等の過不足調整による所要額を計上するとともに、消火栓工事の実施により一般会計が負担すべき額を増額計上するものであります。

初めに収益的収支についてであります。収入については、基本料金の減免措置に伴う減収分として給水収益を7,946万円減額し、この減額分を一般会計から補填するため、他会計補助金を7,286万円増額計上しました。なお、繰入額は給水収益から消費税を差し引いた純損失額補填分の計上となっております。

支出につきまして、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費等の過不足調整分として、営業費用に差引き135万円を減額計上しました。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入につきまして、国の繰入基準により、 消火栓に要する経費は全額を一般会計が負担すべき費用とされていることから、消火栓工事 に要した費用 670 万円を負担金として増額計上するものです。

支出につきまして、職員給与費の調整額として 59 万円を減額計上いたしました。これによりまして、資本的収支において、収入が支出に対して不足する額 12 億 8,003 万 1,000 円を 12 億 7,273 万 5,000 円に改めるものであります。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を 195 万 1,000 円減額し、 1 億 1,003 万 1,000 円としたいものであります。

よろしくご審議いただきまして、ご決定をいただきますようにお願い申し上げる次第であります。どうぞよろしくお願いします。

**〇議** 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

以上です。

**○佐藤 剛君** お聞きしたいのですけれども、9ページです。基本料金のところの減額が6月分から8月分、3か月分の基本料金半額ということですけれども、福祉減免をやっていますよね。それとの関係といいますか、そこら辺はどうなるか、説明を加えていただきたい。

- **〇議 長** 上下水道部長。
- **〇上下水道部長** 今回の半額減免につきましては、通常の 2,240 円の基本料金を半額にいたして、3か月実施したということでございます。福祉減免につきましては、既に半額、1,050円になっておりますので、その部分は今回実施しなかったということでございます。
- **〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 113 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第17、第114号議案 令和2年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- ○市 長 それでは、第 114 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、新潟県医療施設等設備整備補助金の内示による人工呼吸器の更新について、 また、新型コロナウイルス感染症に係る設備整備事業による補助金で、PCR検査機器及び 空気清浄装置等の購入について、これらの費用とその財源を計上するものであります。

大和病院事業におきまして、医療器械等購入費に 1,549 万円を追加計上し、その財源として企業債 180 万円と県補助金 1,363 万円を追加計上するもの。また、市民病院事業におきまして、医療器械等購入費に 393 万円を追加計上し、その財源として県補助金 392 万円を追加計上するものであります。

これらによりまして、大和病院事業資本的収入の総額を 2 億 3,047 万円に、資本的支出の 総額を 2 億 5,464 万円にするとともに、市民病院事業資本的収入の総額を 5 億 7,439 万円に、 資本的支出の総額を 7 億 7,120 万円としたいものであります。また、企業債の限度額を 180 万円追加し、 5 億 6,050 万円としたいものであります。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきま して、決定を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇議 長 市民病院事務部長。

**○市民病院事務部長** 第 114 号議案の詳細について、説明申し上げます。資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書により説明をいたしますので、6ページ、7ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。市長説明にありましたとおり、このたびの補正は新潟県の補助事業を受けての内容であります。

収入につきまして、1款大和病院事業資本的収入では、へき地医療拠点病院の医療機器整備に係るもので、経年劣化によりメーカーのサポートも難しくなっている人工呼吸器の更新で、その財源として、1項企業債におきまして180万円を、3項県補助金におきまして、説明欄記載の1,051万円を計上するものであります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る医療機器として、CT室などで使用する空気清浄装置及び移動可能で自立式のパーテ

ィションタイプの空気清浄機であるクリーンパーティション等の補助金として、同じく3項におきまして、説明欄記載の311万円を計上するものであります。

以上により、大和病院事業資本的収入を、総額2億3,047万円としたいものであります。 続きまして、2款市民病院事業資本的収入では、4項県補助金におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る医療機器として、保健所を介さずに結果判明を行い、より早く次の診療行為につなげるためのPCR検査機器及び先ほど説明のクリーンパーティションの補助金として、392万円を計上するものであります。

以上により、市民病院事業資本的収入を、総額5億7,439万円としたいものであります。 次に下の表に移りまして、支出でございます。支出につきましては、1款大和病院事業資本的支出では、1項建設改良費、1目1節医療器械等購入費に、1,549万円を計上するものであります。

以上によりまして、大和病院事業資本的支出を、総額2億5,464万円としたいものであります。

続きまして、2款市民病院事業資本的支出では、1項建設改良費、1目1節医療器械等購入費に、393万円を計上するものであります。

以上により、市民病院事業資本的支出を、総額7億7,120万円としたいものであります。 ページを戻っていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。病院事業予定 キャッシュ・フロー計算書でございます。このたびの補正に伴う、投資活動及び財務活動の キャッシュ・フローの変動を表したものでございます。

次に1ページ最下段から2ページをお願いいたします。第3条の企業債の補正につきましては、企業債の限度額を180万円追加し、5億6,050万円としたいものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〇議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 市民病院の医療器械等購入費 393 万円、PCR検査機器についてお尋ねしますけれども、保健所を通さない検査ということになると、どういう場合を前提にしているのですか。発熱外来に来た方、疑いのある方なのか、あるいは職員の中でやるのかという、ちょっとどういう方を対象にしてこれを検査するのかが分からない。

**〇議** 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 幾つか例がございますが、まず患者さん、緊急受入れの患者さんにつきまして、例えば隔離の判断とか、緊急手術を行う際に、その方が罹患しているのかどうかということでスタッフの対応が変わってきます。例えば防護服、完全防護服を着用するとか、そういった必要性の有無が違ってきます。あるいは内容によっては転院を要するもの、そういった方を転院させる判断。そういったことで保健所を介しますと、現在でありますと、夕方までであれば次の日の検査結果になるのですが、この機器を購入することによりまして、

1時間ほどで結果が出るということで、先ほど申し上げた緊急対応に、すぐさま判断の材料になって対応ができるということであります。

以上です。

**〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

13番·岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどのPCR検査機器のことですが、台数は何台を考えているのか。そして、例えば発熱外来でこれは疑わしいと思ったらできるのかどうか。そしてまた、職員等職場での検査が可能かどうか、その辺をどう計画されているのか、お聞きします。

○市民病院事務部長 今想定しています、リアルタイムPCR検査装置というのですけれども、1台を予定しております。また、当然、職員の罹患、そういったことでも対応ができます。議員がおっしゃるのは、自由診療の話ではないかと思うのですが、そういったものもやっていこうということで病院では方針を立てておりまして、今、関係セクションで詰めの内容に入っているところであります。

発熱外来の関係、その患者さんの容態によりましては、先ほど言いました緊急性を帯びるというのであればそれを使いますが、第一義的には保健所を介しての行政検査――PCR検査機器を導入した後も行政検査は行政検査ですが、保健所を介しますと次の日までかかるという、その患者さんの容態、あるいは市内の罹患数――前回のクラスターとかそういったものであれば、それらを駆使しながらといいますか、自前の検査機器あるいは保健所を介したもの、患者さんの容態によって駆使しながら早めに検査結果を出そうという考えであります。以上です。

**〇議** 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 例えば津南町は3台買ったのだそうですけれども、それが1時間何がしかかるということで、今、2台稼働しているという話を聞いています。私はその能力も知りたいのですけれども、結局、大勢の方々が市民病院だったら働いているわけですし、そして患者さんも大勢いるわけですし、スタッフも本当に大勢いるわけです。出入している方もいるわけですが、先般のクラスターのようなことがある可能性もあるわけで、どういった検査方法が一番いいのか。やはり現場の専門家から、ぜひ、独自検査というのはできるのかどうか、どうすべきだという観点の提言があればと思ったもので、聞いてみました。そういった内部検討がされているか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

**〇市民病院事務部長** 緊急性を帯びた検査指針については、先ほど申し上げましたように、これから関係のセクションにおいての検討ということですけれども、津南町の例を言われました。お聞きしているのは、津南町の病院では、設備はいわゆる簡易型といいますか、40万円ほどのもので、1検体だけだと思います。

私どもが購入しようと考えているのは、処理能力がワンパッチで8テストですので、1回

で8人分ということになろうかと思います。ただ、ワンパッチ8検体ですので、それを例えば7時間、1時間フル活用すれば掛ける7となるかと言えばそうではなくて、やはりパッチ、機械の洗浄とか、準備とか、いろいろ時間を要します。そういったことで、購入したものでどのぐらいできるかというのは、検査課のほうで、プロの集団ですので、どのぐらいできる、最速でどのくらいだというのは、これから詰めることになろうかと思います。

以上です。

**〇議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 114 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計補正予 算 (第 2 号) は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、第128号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 市長。

○市 長 第 128 号議案 南魚沼市副市長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。このたび、南魚沼市副市長としてご尽力いただいております岡村聡さんが、令和 2 年 12 月 21 日で任期満了となりますので、再度選任したく、地方自治法第 162 条の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

岡村さんの経歴につきましては、資料のとおりでありますが、各位ご承知のとおり、豊かな行政経験とともに、その行政運営についての見識は誠に高く、副市長として最良の方であると考えているところでございます。

なお、任期につきましては、同法第 163 条の規定によりまして、令和 2 年 12 月 22 日から令和 6 年 12 月 21 日までの 4 年間であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますよう切にお願い申し上げるところでご ざいます。

**〇議** 長 ここで休憩といたします。再開を4時ちょうどといたします。

[午後3時43分]

[午後4時00分]

- **〇議** 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**○議** 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと 思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

- O議 長 採決いたします。第 128 号議案 南魚沼市副市長の選任について、本案の 採決は無記名投票で行います。
- **〇議** 長 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- **〇議** 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

会議規則第74条において準用する当規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番・中沢道夫君及び議席番号6番・田中せつ子君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

**〇議** 長 投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

- **○議** 長 念のために申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は賛成と、反対の 方は反対と記載願います。なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投 票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

[「なし」と叫ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

**〇議** 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

[投票]

**〇議** 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

**〇議** 長 投票を終了いたします。

[中沢道夫君及び田中せつ子君立会いの上、開票]

**〇議** 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票 21 票のうち、賛成 21 票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成全員であります。よって、第 128 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議 長 日程第 19、第 129 号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 129 号議案 南魚沼市副市長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。このたび、医療対策推進の強化を図るため、外山千也さんを南魚沼市副市長として選任したく、地方自治法第 162 条の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

外山さんの経歴につきましては、資料のとおりでありますが、各位ご承知のとおり、医療に関する豊富な知識と経験は、医療対策を推進する副市長として最良の方であると考えるところであります。

なお、任期につきましては、同法第 163 条の規定によりまして、令和 2年 12月 14日から令和 6年 12月 13日までの 4年間であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますように切にお願い申し上げます。

**〇議** 長 質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

**〇田中せつ子君** この方は 10 月に南魚沼市に移住をして来られて、医師としても十分に力を発揮してくださる、常勤の医師としても本腰を入れてやってくださると聞いておりました。 インフルエンザの予防注射等、実際に医師の役割を果たしてもこられたところであります。

現場のほうで、この方が病院事業管理者補佐というところが抜けてしまうことと、医師と しての役割も降りなければならないということの影響はどう考えていらっしゃるのか。現場 のほうの声を聞かせていただきたいと思います。

O議 長 そのトップは市長でございますので。市長。

**○市** 長 節度を持っていただきたいと私は思います。現場の声をここで聞くというのはどういうことでしょうか。私が人事案件として提出している案件であります。このことをよく分かっていただきたいと思います。

**〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**○議** 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと 思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

- ○議 長 採決いたします。第 129 号議案 南魚沼市副市長の選任について、本案の 採決は無記名投票で行います。
- **〇議** 長 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- **〇議** 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

会議規則第74条において準用する当規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号7番・勝又貞夫君及び議席番号8番・永井拓三君を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

**〇議** 長 投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

- ○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は賛成と、反対の 方は反対と記載願います。なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投 票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

**〇議** 長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

**○議** 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

**〇議** 長 投票漏れはありませんか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

- **〇議** 長 投票を終了いたします。
- ○議 長 開票を行います。勝又貞夫君、永井拓三君、開票の立会いをお願いいたします。

## [勝又貞夫君及び永井拓三君立会いの上、開票]

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票 21 票のうち、賛成 15 票、反対 6 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、第 129 号議案は原案のとおり同意されました。

[議場開鎖]

**〇議** 長 ここで休憩といたします。再開を4時40分といたします。

[午後4時21分]

[午後4時38分]

○議 長 ここで、岡村副市長及び外山副市長より挨拶をお願いしたいと思います。 最初に岡村副市長、登壇願います。

岡村副市長。

○岡村副市長 貴重なお時間を頂戴して本当にありがとうございます。先ほどは選任同意、ありがとうございました。実はゴールを目の前にして三度登壇をするということになるとは思ってもみませんでした。任期中、何一つ人に誇れるものもなくて、正直逃げたい、もう懲りたというところもありますけれども、仏教では、「忘己利他」というのがありまして、「己を忘れ他に利する」ということだそうであります。今任期、また努力をしてまいりたいと思います。

何分よろしくお願い申し上げて、簡単でございますが、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

[拍手]

○議 長 次に、外山副市長、登壇願います。

外山副市長。

**〇外山副市長** 先ほどは選任のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。先 般の選挙で大変多くの市民の皆様方の信任を得られて再選された林市長の下で、その公約の 最優先事項ともいうべき医療問題を中心として担当することとなりましたことにつきまして は、大変名誉と感じております。

先ほど岡村副市長のほうから、「もう懲りた」という話がありましたけれども、私の場合は 市長からこの話があったとき、大変びっくりいたしました。しかし、市長の熱い熱意に打た れまして、意気に感じて決心いたしました。

医療は、健康づくりから福祉・介護、まちづくりに至るまで広範な課題でありますけれど も、南魚沼市にとって緊急の課題は、恒常的な常勤医師の確保と病院経営の健全化でありま す。

議員の皆様はご存じのように、新潟県は日本一の医師少数県であります。加えまして、南

魚沼市を含みます魚沼二次医療圏は、議員の皆様方はじめ関係者の多くの努力にも関わらず、 新潟県の二次医療圏の中で、最も医師数の少ない二次医療圏となっております。結果として、 この地域は日本で一番医師確保が難しい地域であると言っても過言ではないと考えておりま す。

また、慢性的な病院の赤字は県内の様々な状況を考えますと、南魚沼市にとってみても、 もはや待ったなしではないかと思っております。

医療問題は、地域医療というものは、地方自治にとって極めて重要な事項でありますとともに、一方で非常に複雑で難しい領域でございます。現在はコロナ禍、さらには今後、ポストコロナ、アフターコロナといった激しい時代の難局に向かって進んでいかなければなりません。

林市長を先頭に私も、多くの市長部局職員それから大切な病院現場の職員と一体となって、 これまでの知見それから人脈なども駆使しながら、微力を尽くしていきたいと考えておりま すので、議員の皆様方にはおかれましては、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

[拍手]

- **○議 長** 岡村、外山両副市長、大変ありがとうございました。
- ○議 長 日程第20、第130号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といた します。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

**〇市** 長 それでは、第 130 号議案 南魚沼市監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

識見を有する者から選任する監査委員として、平成28年12月からお務めをいただきました小林勝巳さんが、令和2年12月21日で任期満了となり退任されます。この間、豊かなご見識により監査委員として多大なご尽力をいただきました。

後任として、片桐真司さんを南魚沼市監査委員として選任したく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。

片桐さんの経歴につきましては資料のとおりでありますが、財務管理や監査業務などの豊かな業務経験をお持ちの方であり、人格、識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適な方であると考えるところであります。

なお、任期につきましては、同法第 197 条の規定によりまして、令和 2 年 12 月 22 日から令和 6 年 12 月 21 日までの 4 年間であります。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りますようにお願い申し上げます。

- **○議** 長 皆様にお願いいたします。本日の会議時間は、日程第22、選挙第1号まで としたいので、あらかじめ延長いたします。
- **〇議** 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**○議** 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと 思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

- O議 長 採決いたします。第 130 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案 の採決は無記名投票で行います。
- **〇議** 長 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- ○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

会議規則第74条において準用する当規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号9番・桑原圭美君及び議席番号10番・塩川裕紀君を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

**〇議** 長 投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

- ○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は賛成と、反対の 方は反対と記載願います。なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投 票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

[「なし」と叫ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

**〇議** 長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

**〇議** 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

**〇議** 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

- **〇議** 長 投票を終了いたします。

〔桑原圭美君及び塩川裕紀君立会いの上、開票〕

**〇議** 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ票。有効投票 21 票のうち、賛成 21 票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成全員であります。よって、第 130 号議案は原案のとおり同意されました。

**〇議** 長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

O議 長 日程第21、第131号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題 といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市 長** 第 131 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を 申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会委員としてご尽力いただいております川島亜紀子さんが、 令和2年12月24日で任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。 川島さんの経歴につきましては資料のとおりでありますが、平成28年12月から南魚沼市

川島さんは、子育て支援活動で活躍され、市の各種審議会委員も務められるなど行政に関する経験もあり、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えるところであります。 引き続き、任命をいたしたく、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和2年12月25日から令和6年12月24日までの4年間であります。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りますようにお願いいたします。

**〇議** 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

教育委員会委員に就任され、現在に至っております。

**○議** 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと 思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第131号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第22、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。地方

自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、南魚沼市選挙管理委員及び補充員をそれぞれ 4 人選挙いたします。

**○議** 長 お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

**○議** 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたい と思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

- ○議 長 最初に、選挙管理委員にはお手元に配付の南魚沼市選挙管理委員候補者一 覧表に記載の4人を指名いたします。
- **○議** 長 お諮りいたします。ただいま私が指名した4人の方々を選挙管理委員の当 選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま私が指名した4人の方々が選挙管理委員に当選されました。

- 〇議 長 次に、選挙管理委員補充員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員補 充員候補者一覧表に記載の4人の方々を、順位を付して指名いたします。
- ○議 長 お諮りいたします。ただいま私が指名した4人の方々を、順位を含め選挙 管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま私が指名した4人の方々が選挙管理委員補充員に 当選されました。

- **〇議** 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
- **〇議** 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は12月21日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまで した。

[午後5時01分]